

平成 2 6 年度

第 2 4 回大分県教育委員会 会議録

日 時 平成 2 7 年 3 月 1 2 日 ( 木 )  
開会 1 2 時 3 5 分 閉会 1 3 時 2 0 分

場 所 教育委員室

平成 2 6 年度  
第 2 4 回大分県教育委員会

**【議 事】**

( 1 ) 議 案

第 1 号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

第 2 号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

( 2 ) 報 告

平成 2 7 年第 1 回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」について

( 3 ) 協 議

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

( 4 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	委員長	松	田	順	子
	委員長職務代理者	首	藤	照	美
	委員	林		浩	昭
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	高	橋	幹	雄
	教育長	野	中	信	孝

欠席委員なし

事務局	理事兼教育次長	河	野	盛	次
	教育次長	落	合		弘
	教育次長	大	城	久	武
	教育改革・企画課長	佐	野	壽	則
	教育人事課長	藤	本	哲	弘
	教育財務課長	岡	田		雄
	福利課長	大	石	尚	志
	義務教育課長	後	藤	榮	一
	生徒指導推進室長	江	藤		義
	特別支援教育課長	後	藤	みゆき	
	高校教育課長	高	畑	一	郎
	社会教育課長	曾根	崎		靖
	人権・同和教育課長	甲	斐	順	治
	文化課長	山	口	博	文
	体育保健課長	蓑	田	智	通
	教育改革・企画課主幹	勝	尾	裕	美
	教育改革・企画課主査	石	丸	一	輝

### 2 傍聴人

3 名

## 開会・点呼

(松田委員長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成26年度 第24回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(松田委員長)

本日の会議録の署名委員でございますが、首藤職務代理者をお願いしたいと思います。

## 会期の決定

(松田委員長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりであります。  
会議の終了は13時40分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(松田委員長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

協議については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。



(採 決)

それでは、協議については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議 案】

### 第1号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第1号議案「教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

「教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について」説明いたします。4ページの「提案理由」をご覧ください。

今回の規則改正は、文部科学省令である教育職員免許法施行規則等が一部改正され、幼保連携型認定こども園の創設に係る所要の改正が行われたことに伴い、教育職員免許状の更新等に関する規則に規定している免許状更新講習受講対象者等、及び関係様式の改正を行うものです。

内容につきましては、担当課長から説明します。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(藤本教育人事課長)

「教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について」説明いたします。議案書7ページの一部改正の概要の「1」改正理由及び内容をご覧ください。

今回の規則改正に到る経緯から説明します。「(1)」に記載しておりますとおり、幼保連携型認定こども園の創設に伴い、保育教諭の職に必要な幼稚園教諭免許状に関する規則改正が続いています。本県では、平成26年2月25日の教育委員会会議において幼稚園免許特例に係る規則改正の審議をいただき、4月1日に施行、今日に至っております。

また、本年度9月に文部科学省令である教育職員免許法施行規則の一部改正が行われ、幼保連携型認定こども園に係る規定の整備として、主に免許更新に係る部分の整備がなされました。加えて、今年の1月に、子ども・子育て支援法の施行日が平成27年4月1日として公布

されたところですが。

「(2)」に、本年度9月の省令改正の内容を記載しておりますが、「 」に関する改正の内容のうち、今回の規則改正に関するものを破線四角にまとめています。内容といたしましては、幼保連携型認定こども園を設置する法人についての追加が行われたものです。この省令改正に基づき、各都道府県教育委員会では、免許更新を受けられる者、免許更新の義務を課する者、受講免除対象者や申請書類について規定している関係規則の一部改正が必要となります。

8ページに記載しておりますとおり、本県では、教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正が必要となり、四角内の「ア」から「 」のとおり、幼保連携型認定こども園を設置する法人の理事を、「免許更新講習を受講できる者」、「受講義務を課する者」、「受講免除対象者等」に加えるよう改正を行うものです。すでに、同規則に県内学校法人の理事については定めており、それに認定こども園を設置する学校法人の理事も含める改正をし、さらに、それと並ぶ形で県内社会福祉法人の理事を加える改正となります。

併せて四角内「イ」で示しましたように、免除対象者の申請に関する様式も改正が必要となります。資料として9ページに、「 」で規則改正を行う箇所を示しています。

以上、いずれの改正も、国の法施行規則に準じて行うものです。施行期日につきましては、平成27年4月1日としています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

質疑・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

ないようですので、ただ今、提案のありました第1号議案の承認について、お諮りいたします。第1号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

## 第2号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、第2号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」提案を求めます。

(野中教育長)

第2号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。

今回の規則改正は、県立図書館と県立学校の司書に係る補職名が異なるため、その補職名を統一するものです。

詳細は担当課長から説明いたします。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

(藤本教育人事課長)

第2号議案「大分県立学校管理規則の一部改正について」説明いたします。

本県では、平成24年度以前は、県立学校と県立図書館の司書をそれぞれ別に採用していましたが、平成25年度の採用から県立学校及び県立図書館の司書の採用を一本化して行っています。現在のところ、採用時は県立図書館に配置し、その後、県立学校への異動を基本として考えていますが、同じ職級でありながら、県立図書館と県立学校の補職名が異なっている状況です。

今後、県立学校と県立図書館との人事異動を通じて、さらに人材育成を行っていくため、司書等の補職名について、統一したいと考えています。具体的には、「主任学校司書」を「主幹司書」に、「学校司書」を「主任司書」に、「学校司書補」を「司書」に改めるものです。

なお、施行期日は、平成27年4月1日としています。

ご審議の程、よろしく願いします。

(松田委員長)

ただ今、提案のありました議案について、審議を行います。質疑・意見等のある方はお願いします。

(松田委員長)

学校司書と司書の資格は違うものですか。

(藤本教育人事課長)

同じものです。

(松田委員長)

他に、質疑・ご意見等はありませんか。

(松田委員長)

では、ただ今、提案のありました第2号議案の承認について、お諮りいたします。第2号議案について、承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(松田委員長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

## 【報 告】

平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(松田委員長)

それでは、報告第1号「平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について」報告をしてください。

(野中教育長)

報告第1号について、説明いたします。資料3ページをご覧ください。

平成27年第1回定例県議会に上程された追加議案のうち、教育委員会関係分として、中程の議案名にある「平成26年度大分県一般会計補正予算(第5号)関係部分」及び「訴えの提起について」につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理として処分しました。

報告書2ページのとおり、原案のとおり議会に提出することについて異議のない旨回答しましたので、同条第2項に基づき、本委員会に報告いたします。

各議案の内容等につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく申し上げます。

(岡田教育財務課長)

報告書4ページの第50号議案「平成26年度大分県一般会計補正予算(第5号)関係部分」について、説明いたします。資料43ページをご覧ください。

表の下から3段目、2重線で囲んでおりますが、補正予算計上額は、右から2列目の「補正予算額」の欄にございますとおり、4,817万4千円の減額です。この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にありますように、1,122億1,631万1千円となります。

主な補正事業については、44ページの「平成26年度一般会計3月補正予算案の概要」で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、1番の「高等学校施設整備事業」、1億2,004万3千円の減額です。これは、日田林工高校の実習棟に係る大規模改造工事などについて、入札残が生じたことによるものです。

次に、2番の「文化財発掘受託事業費」、8,999万2千円の減額です。これは、国等から委託を受けて実施する埋蔵文化財発掘調査において、高速道路等の建設事業の進捗状況により受託額が固まったので、所要の補正を行うものです。

最後に、3番の「県立学校施設災害復旧事業」、434万6千円の増額です。これは、昨年3月に伊予灘で発生した地震により被災した、佐伯鶴城高校の体育館の復旧に要した経費です。

以上でございます。

(藤本教育人事課長)

第63号議案「訴えの提起について」説明いたします。資料42ページをご覧ください。

「一 当事者」につきまして、控訴人は大分県、被控訴人は記載のとおりです。「二 事件名」にありますとおり、本議案は国家賠償請求控訴事件に係るものです。「三 事件の概要」、「四 控訴の趣旨」、「五 訴訟遂行の方針」にありますとおり、去る2月23日大分地方裁判所において、大分県が原告に対し、国家賠償法に基づき損害賠償を支払えとの判決がありましたが、福岡高等裁判所に控訴し、原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却することを求めるものです。45ページから47ページの資料で議会説明を行いました。

この損害賠償については、去る3月2日の教育委員会会議で控訴の決定をいただいた教員採用取消処分の取消を前提としたものです。この点などについても、県議会において説明を行いました。本議案は3月6日に県議会本会議において可決されたことから、先に教育委員会で決定した取消処分の取消に係るものと併せ、控訴期限である3月9日に控訴の手続きを行ったところです。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(岩崎委員)

訴えの提起については、議員からどんな質問等があり、また、議会でのどのような議論がなされたのか、教えてください。

(野中教育長)

3月5日に、共産党と県民クラブの県議会議員から質疑が出されました。また、同日開催された文教警察委員会においても、議論されました。

その中で、採用取消処分は、本人が全く関わっていないという点から、裁判所の判断は妥当ではないかといった意見等が出されました。また、県は調査を尽くしていないというご意見もありました。その2点が多く出されたように思います。

私からは、判決には、採用試験の根幹に関わる問題があることや、当時、強制力のない行政機関として、権限の及ぶ範囲で可能な限りの調査を行ったことなどについて説明しました。詳細につきましては、次回の教育委員会会議で報告いたします。議案につきましては、最終的には、賛成23、反対11で可決されました。

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」について

(松田委員長)

それでは、報告第2号「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引きについて」報告をしてください。

(佐野教育改革・企画課長)

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引きについて」報告いたします。

平成26年11月18日に「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を策定し、その中で、「目標達成に向けた組織的な授業改善」を図るための手引きを平成26年度中に作成の上、各学校に周知することとしています。これを踏まえ、「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」を作成いたしました。

手引きの1ページをお開きください。まず、学校の授業改善の現状と課題についてですが、小学校、中学校、特別支援学校では、学校全体で進める授業改善として、「校内研究」が行われています。その実施状況は、小学校・特別支援学校で月に2・3回程度、中学校で月1回程度で、1回の所要時間は1時間程度です。テーマは思考力・判断力・表現力等

の育成やコミュニケーション能力の向上などとなっています。校内研究の課題として、全教員の参加の下、多くの時間をかけて行っているものの、それに見合うだけの教員の指導力向上や、さらには、児童生徒の確実な変容につながっているのかという点があり、改めて検証・改善していく必要があると考えています。

2ページの中程に示していますように、小・中学校では、「研究テーマが、学校の重点目標と十分関連付けられていない。」「研究テーマが、抽象的・観念的で、具体的な達成目標や検証方法が設定されないまま取組が進められている。」といった問題はないだろうか。高等学校では、「授業改善の成果や課題を客観的に分析できていない。」といった問題はないだろうか。特別支援学校では、「個別の指導計画」で設定する一人一人の指導目標の達成に向け、授業を展開しているが、「児童生徒の状況が多様な中で、組織的に授業改善を進める必要性を感じていないことがある。」といった問題はないだろうか、としています。こういった問題意識に立って、本推進手引きは、小・中学校、高等学校、特別支援学校、全てにおいて「目標達成に向けた組織的な授業改善」が進むよう「マネジメントサイクルを取り入れた授業改善」を提案するものです。

4ページをお開きください。「目標達成に向けた組織的な授業改善」には大きく2本の柱があります。1つ目は、授業改善にマネジメントサイクルを取り入れること。2つ目は、管理職がリーダーシップ・マネジメントシップを発揮し、授業改善を組織的に進めることです。

5ページをご覧ください。「目標達成に向けた組織的な授業改善」では、授業改善の5点セットを提案しています。学校の重点目標に沿った「授業改善テーマ」を掲げ、ブレイクダウンする形で「授業改善の重点」を決め、具体的に何に取り組むのかを「取組内容」、「取組指標」として設定しています。そして、その取組による実際の変容はどのようなのかという検証指標を定めます。こういった提案となっています。

12ページをお開きください。「目標達成に向けた組織的な授業改善」を進めるための「授業改善計画のイメージ」です。授業改善テーマに沿った授業改善を実践した上で、教員同士での研究協議や研究授業を行い、管理職は授業観察をしっかりと行い、計画的に授業改善を行っていく必要があります。

13ページをご覧ください。「授業改善の体制作り」についてです。校長は、学校の教育目標及び重点目標を示し、授業改善のための組織づくりを決定し、授業改善の5点セット及び授業改善計画に基づき、適切な指導・助言を行う必要があります。管理職のリーダーシップのもと、教務主任や研究主任が連携を図り授業改善を推進していく体制を整えることが必要です。

14ページからは具体的な授業改善の留意事項を示しています。

28ページをお開きください。本推進手引きをまとめた上で、その中

で求められる授業像は何かを示しています。今後、本推進手引きを活用しながら、一層の授業改善を進めることが期待されますが、その際、追求すべき授業像はどのようなものであるかを、ここで明らかにしておきたいと思います。現在、国では、次期学習指導要領の改訂に向け、新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実現する教育課程の改善が目指されています。また、平成32年度(2020年度)には、「思考力・判断力・表現力等」を中心に評価する大学入試改革が予定されています。こうした改善が進められる中でも、学校教育法に明記されているように、「基礎的・基本的な知識・技能」と「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」の両方を育成することには変わりありません。このような認識のもと、本県において小・中・高・特別支援を通じて目指す授業像は、「付けたい力を意識した密度の濃い授業」だと考えます。すなわち、知識・技能と思考力・判断力・表現力の双方が育成されるよう、教科等の特性に応じた「付けたい力」を毎時間明確に意識し、知識・技能を定着させる学習と思考力・判断力・表現力を伸ばす活動の両方をテンポ良く組み込んだ「密度の濃い授業」を積み重ねることで、児童生徒の確かな力を育成することが必要です。また、高等学校についても、このような授業の在り方を具体化した「授業改善推進プラン」を現在作成しているところであり、特別支援学校では、「個別の指導計画」を策定・実施する中で、このような授業像の実現が求められます。今後、授業改善を着実に進め、児童生徒に未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせられるよう、本手引きを参考に、各学校における「目標達成に向けた組織的な授業改善」が推進されることを期待する、としています。

以上でございます。

(松田委員長)

何か質問・ご意見等はありませんか。

(林委員)

1ページから2ページの部分について、校内研究はだいぶ変わってきていると思いますが、どのように見えていますか。この資料では、あまり進んでいないという印象を受けますが、私は改善が進んでいると思っています。いかがでしょうか。

(後藤義務教育課長)

「芯の通った学校組織」を進める上で、また、学力向上の取組をお願いする中で、先生方の授業改善は随分進んできたと考えています。しかしながら、全国学力・学習状況調査にもあるように、中学校では、国語



や数学の教科の先生方が原動力になっている面もあります。他の教科の先生を含め、組織的に授業を変えなければならないという課題はありますし、また、全ての教員が与えられた職務を遂行するためにも、授業改善に積極的に取り組むような後押しをしなければなりません。中学校では、教科担任制のため、教科1人1人の認識が合わないこともありますので、組織的に授業を改善する学校づくりを進めることは必要だと考えています。

(林委員)

授業改善、校内研究は進みつつあるけれども、もっと上を目指してほしいという意味ですね。

(高橋委員)

将来的に、大学入試制度が変わったり、企業の採用試験が変化したりすると思いますが、その対応のために授業改善を行うということでしょうか。

(佐野教育改革・企画課長)

大学入試については、平成32年に大学入試センター試験が廃止され、新しい入試制度が開始される予定です。現在はマークシートですが、今後は論述も入ってくると思います。知識に加えて、思考力・判断力・表現力といったところが評価されるという方向性が明らかになりつつあります。他方、それらを育成するためには、授業で与えられた知識、あるいは、自分で得た知識を使って、活動することに随時取り組む必要があります。そういった点から考えると、全国的な課題でもありますが、中学校や高校では、思考力・判断力・表現力を育成する授業展開はまだ十分でないのではないかと考えています。また、学校の中で、授業改善を進めていくためには、先生同士が高め合っていく取組が必要だと思っています。ご質問にあったように、平成32年の大学入試改革といったことを見据えながら、思考力・判断力・表現力を高めるような指導力を、教員同士で身につけて高め合う方策として、提案させていただいています。

(松田委員長)

国際的に比較しても、日本人は表現力が弱いと聞きます。聞く側、教える側に分かれている授業形態を変えることも非常に大切だと思いますし、思考力・判断力・表現力を養う授業内容や教材研究も必要だと思います。

(首藤職務代理者)

高等学校についてですが、進学校と専門高校では、授業の方法は違うのではないかと思います。思考力・判断力・表現力を養うために、どのような指導しようと考えているのでしょうか。また、特別支援学校では、個別の指導計画を作成・実施するようになっていると思いますが、現状はどのようになっているか、教えてください。

(高畑高校教育課長)

学習指導要領にあるように、知識技能の定着と、思考力・判断力・表現力の育成は、どの教科、どの学校でもやらなければなりません。高校の場合は、様々な学科がありますので、それぞれの高校で実態は異なっています。知識技能をしっかり定着させることに重点を置いている学校もあれば、思考力・判断力・表現力に重点をおいている学校もあります。進学校、専門高校に関わらず、学校の実態に応じて、この手引きを踏まえ、組織的に授業改善をやっていきたいと考えています。

(後藤特別支援教育課長)

特別支援学校の個別の指導計画につきましては、平成24年度までは、計画に盛り込む内容や様式は各学校に任せていましたが、各学校にばらつきがあり、また、保護者の方からご不満もいただきましたので、平成25年度から、個別の指導計画に盛り込む視点・評価の有無等を県教育委員会から通知し、一定の質を担保する形にしました。併せて、各学校への学校訪問を通じて、個別の指導計画と授業を照らし合わせ、改善していくように年2回の指導を行い、およそ質がそろってきた、という状況です。

(首藤職務代理者)

個別の指導計画は、どの特別支援学校でも作っているということですね。では、特別支援学級では、どうでしょうか。

(後藤特別支援教育課長)

特別支援学級では、個別の指導計画の作成は努力義務になっていますが、保護者の方も作成を求めていますので、特別支援学級でも個別の指導計画を作成をお願いしています。現在、特別支援教育課では、合理的配慮の研究を進めていますので、盛り込む視点や記述の方法を提案し、各市町村教育委員会へお知らせしているところです。

(松田委員長)

「芯の通った学校組織」を活用して、その学校の弱い部分や伸ばしたい部分から目標設定をしていただきたいと思います。

(松田委員長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行います。その前に、公開でその他、何かございませんか。

ないようですので、先に非公開と決定しました案件の議事を行います。関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【協 議】

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(松田委員長)

それでは、協議の「大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について」協議を行います。

(説 明)

(松田委員長)

何かご質問・ご意見等がございますか。

(質疑・意見等)

(松田委員長)

提案のあった方向で進めていただきたいと思います。

(松田委員長)

最後にこの際、何かありましたら、お願いします。

ないようですので、これで平成26年度第24回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成26年度第24回大分県教育委員会会議次第

日時 平成27年3月12日(木)

12:35～13:40

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

第1号議案 教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

第2号議案 大分県立学校管理規則の一部改正について

### (2) 報 告

平成27年第1回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

「『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き」について

### (3) 協 議

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

### (4) その他

## 4 閉 会

第一号議案

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

教育職員免許状の更新等に関する規則の一部を改正する規則  
教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の  
部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は特別支援学校」を、「特別支援学校又は幼保連携型認定こ  
も園」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項  
第二号の次に次の一号を加える。

三 大分県内の社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県  
内社会福祉法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたこと  
のある者

第三条第二項第二号及び第四条第二項第二号中「県内学校法人」の下に「又は県内社会福  
祉法人」を加える。

第三号第三号中「校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭」を

「校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭  
及び主幹栄養教諭を含む。） 指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭」に

「二 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する  
独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの。」を

「二 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（幼  
保連携型認定こども園を設置するものに限る。）」に

ホ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する  
独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの」

嬰 儿 园 ( 保 护 园 ) 等

校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭（免許法施行規則第61条の4第1号）	公立学校	校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
	国立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長

セ

」

校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹教諭及び主幹栄養教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭（免許法施行規則第61条の4第1号））	公立学校	校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
	国立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	幼保連携型認定こども園	園長の証明 園長本人の場合は法人の長

シ 第 6 号。

」

第 十 一 号 嬰 儿 园 等 「 校 長、副 校 長、教 頭、主 幹 教 諭 又 は 指 導 教 諭 」 等

「 校 長、副 校 長、教 頭、主 幹 教 諭（幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 主 幹 養 護 教 諭 及 び 主 幹 栄 養 教 諭 を 含 む。） 指 導 教 諭、主 幹 保 育 教 諭 又 は 指 導 保 育 教 諭 」

」

「 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

也

「 地方公共団体の職員又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（いずれも幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）を設置するものに限る。）若しくは社会福祉法（昭和26年法律第45号第22条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

ト 答 〆

「 回 覧 第 〇 ( 職 員 ) 中

校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭 (20年改正省令附則第10条第1項第1号)	公立学校	校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
	国立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長

也

校長、副校長、教頭、主任 幹教諭（幼保連携型認定 こども園の主任教諭、主任 及び主任指導教諭、主任 指導教諭又は指導保育教 諭 （20年改正省令附則第10 条第1項第1号）	公立学校	校長の証明 校長本人の場合は教育委員会
	国立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 校長本人の場合は法人の長
	幼保連携こ ども園	園長の証明 園長本人の場合は法人の長

に定める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部改正等に伴い、免許状更新講習を受講できる者、同講習の受講義務を課する者等として、幼保連携型認定こども園を設置する法人の理事で、教育職員として任命等されたことのある者を加えたいので提案する。



教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十一年大分県教育委員会規則第五号）の新旧対照表（案）

新	旧
<p>第一条（略）</p> <p>（免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）（第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、大分県内の公立学校（以下「県内公立学校」という。）の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「県教育委員会等」という。）の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの</p> <p>二 大分県内の学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内学校法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>三 大分県内の社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「県内社会福祉法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者</p> <p>四 前三号に掲げる者のほか、前三号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者</p> <p>（免許状更新講習の受講義務を課する者）</p> <p>第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「平成二十年改正省令」という。）（附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として県教育長が別に定める職</p> <p>2 平成二十年改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（免許状更新講習を受講できる者）</p> <p>第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）（第九条第一項第二号の免許管理者が定める者は、大分県内の公立学校（以下「県内公立学校」という。）の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会又は市町村教育委員会（以下「県教育委員会等」という。）の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として大分県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める職</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの</p> <p>二 大分県内の学校法人（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置するものに限る。以下「県内学校法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者（挿入）</p> <p>三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者</p> <p>（免許状更新講習の受講義務を課する者）</p> <p>第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号。以下「平成二十年改正省令」という。）（附則第三条第二号の免許管理者が定める者は、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。</p> <p>一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職</p> <p>二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として県教育長が別に定める職</p> <p>2 平成二十年改正省令附則第三条第三号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p>

- 一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの
- 二 県内学校法人又は県内社会福祉法人の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者

(免許状更新講習の受講免除対象者等)

第四条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。)(第六十一条の四第二号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号の規定により免許管理者が定める者は、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。

- 一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職
- 二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として県教育長が別に定める職
- 2 免許法施行規則第六十一条の四第四号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの
  - 二 県内学校法人又は県内社会福祉法人の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第五号の規定により免許管理者が指定する表彰は、文部科学大臣、県教育委員会又は私立学校団体が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他その者の有する免許状に係る知識技能に関する功績が特に顕著である者に対する表彰として県教育委員会が認めるものであつて、当該表彰を受けた日が免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内であるものとする。

第五条(第十一条(略))

- 一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの
- 二 県内学校法人の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者

(免許状更新講習の受講免除対象者等)

第四条 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。)(第六十一条の四第二号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第二号の規定により免許管理者が定める者は、県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、県教育委員会等の職員として在職している者であつて、次に掲げる職にあるものとする。

- 一 学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導又は教育職員の人事管理若しくは研修の実施に関する事務を行う職
- 二 前号に掲げる職のほか、同号に掲げる職に準ずる職として県教育長が別に定める職
- 2 免許法施行規則第六十一条の四第四号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第四号の免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
  - 一 県内公立学校の教育職員として任命されたことのある者のうち、任命権者の要請に応じ、大分県において学校教育に係る専門的事項に関する事務に従事しているもの
  - 二 県内学校法人の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に掲げる者に準ずる者として県教育長が別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び平成二十年改正省令附則第十条第一項第五号の規定により免許管理者が指定する表彰は、文部科学大臣、県教育委員会又は私立学校団体が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他その者の有する免許状に係る知識技能に関する功績が特に顕著である者に対する表彰として県教育委員会が認めるものであつて、当該表彰を受けた日が免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内であるものとする。

第五条(第十一条(略))

## 「教育職員免許状の更新等に関する規則」の一部改正の概要

### 1 「教育職員免許状の更新等に関する規則」の改正理由及び内容

#### (1) 改正に至る経緯

平成 24 年 8 月 子ども・子育て支援法等の制定により幼保連携型認定こども園が創設される

- ・幼保連携子ども園の職員として保育教諭等を置くこと
- ・保育教諭は幼稚園教諭免許及び保育士資格が必要であること
- ・施行から 5 年間を特例期間とし、上記何れかの免許又は資格があれば保育教諭として勤務できる経過措置を設けること
- ・経過措置期間中に幼稚園免許、保育士資格取得のための特例制度を設け免許・資格の併有を促進すること等が定められた

但し、子ども・子育て支援法の施行日は別に定めることとされ推移していたもの

平成 25 年 8 月 教育職員免許法施行規則の一部改正

- ・幼稚園免許特例による免許の授与に関する法整備が行われたもの

H26.2.25開催の委員会において県規則改正の審議を実施しH26.4.1規則改正済。これにより幼稚園免許特例での免許申請が可能となったもの

平成 26 年 9 月 教育職員免許法施行規則等の一部改正（以下で詳細説明）

- ・幼保連携型認定こども園に係る規定整備が行われ、免許更新に関する部分の改正が行われたもの

平成 27 年 1 月 子ども・子育て支援法施行日公布（平成 27 年 4 月 1 日施行）

#### (2) 平成 26 年 9 月省令改正の概要

「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」における提言内容を踏まえた改正免許状更新講習の改善に関する改正

幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

については大学に関する改正内容であり、については免許更新講習の内容に関する改正ではあるが施行日が平成28年4月1日であり今回の県規則改正では扱わないと判断した。は幼保連携型認定こども園創設に伴う規定整備が行われたもので施行日は平成27年4月1日となるもの。以下が今回の県規則に係るの内容となる。

以下のア～ウにおいて、

幼保連携型認定こども園制度開始に伴い、幼保連携型認定こども園を設置する「社会福祉法人又は学校法人の役員若しくは職員で...(前項に)準ずる者として免許管理者が定める者」が加えられている。

ア 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。)

- ・第 61 条の 4 第 4 号(免許状更新講習の受講免除対象者[新免許状所有者])

イ 免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。)

- ・附則第 3 条第 3 号(免許状更新講習の受講義務を課する者[旧免許状所有者])

- ・附則第 10 条第 1 項第 4 号(附則第 3 条第 3 項改正による)(免許状更新講習の受講免除対象者[旧免許状所有者])

ウ 免許状更新講習規則(平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。)

- ・第 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号(免許状更新講習を受講できる者)

**( 3 ) 「教育職員免許状の更新等に関する規則」の概要**

免許管理者である大分県教育委員会では、免許法、免許法施行規則、更新講習規則等に基づき、県免許更新規則において、免許状更新講習を受講できる者（第 2 条）、免許状更新講習の受講義務を課する者（第 3 条）、免許状更新講習の免除対象者（第 4 条）について、更新講習規則等で「免許管理者が定める者」と規定されている事項を定めるとともに、免許更新に係る申請手続（第 5 条～第 11 条）について定めている。

このことにより以下の改正を行うもの

(新旧対象表及び別紙 参照)

**ア 免許状更新講習を受講できる者（第 2 条第 2 項関係）**

・第 2 号（大分県内の学校法人に係る定義規定）中「又は特別支援学校」を「、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園」に改める。

・〔更新講習規則第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき〕

第 3 号として

「大分県内の社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する者に限る。以下「県内社会福祉法人」という。）の理事で、教育職員として任命され、又は雇用されたことのある者」を加える。

**免許状更新講習の受講義務を課する者（第 3 条第 2 項第 2 号関係）**

〔平成 20 年改正省令附則第 3 条第 3 号の規定に基づき〕

第 2 号中「県内学校法人」の下に「県内社会福祉法人」を加える。

**免許状更新講習の受講免除対象者（第 4 条第 2 項第 2 号関係）**

〔免許法施行規則第 6 1 条の 4 第 4 号及び平成 20 年改正省令附則第 10 条第 1 項第 4 号に基づき〕

第 2 号中「県内学校法人」の下に「県内社会福祉法人」を加える。

**イ 免許状更新講習の受講免除に関する証明書（第 3 号様式及び第 11 号様式）について、免許法施行規則第 6 1 条の 4 及び平成 20 年改正省令附則第 10 条第 1 項の改正に伴い、所要の改正を行う。**

**2 施行期日**

平成 27 年 4 月 1 日（子ども・子育て支援法の施行の日）から施行する。

**3 その他**

なお、今回の更新講習規則の一部改正により、免許状更新講習について選択必修領域等の導入がなされたことに伴う県免許更新規則の様式の改正が必要となるが、平成 28 年 4 月 1 日施行であること、及びその他の改正についても他県状況を見ながら検討する必要があるため、平成 27 年度末に改めて県免許更新規則の改正を行う予定である。

	公立学校		教育委員会	学校法人(学校・認定こども園含)		社会福祉法人(認定こども園)			保育園		
	教育職員 (教諭、 養護教 諭、栄養 教諭、講 師)	校長・ 副校長・ 教頭・ 主幹教諭・ 指導教諭		実習助手・ 宿舎指 導員・ 学校栄養 職員等	指導主事・ 社務主事・ 教育委員会 人等事務職員	理事	校(園)長・ 副(園)長・ 主幹教諭・ 指導教諭	教育職員 (教諭・ 養護教諭 等・ 栄養教諭・ 講師)		理事	園長・ 副園長・ 主幹保育 教諭等・ 指導保育 教諭
免許更新講習を受講できる者 (免許法第9条の3第3項1号) (更新講習規則第9条第1項)	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○
免許更新講習の受講の義務を 課する者 (H19改正法附則第2条第2項) (H20改正省令附則第3条)	○	○	×	○	○	○	○	●	○	○	×
免許更新講習の免除対象者 (免許法施行規則第61条の4) (H20改正省令附則第10条)	△表彰者 等に該当 する場合 のみ	○	×	○	○	○	△表彰者等 に該当する 場合のみ	●	○	△	×

○=該当  
×=非該当  
△=条件に合う場合のみ該当  
●=規則改正後該当

↑  
学校法人の理事については既に定められており、今回の規則改正により定めるものを設置する学校法人の理事を加えるもの

↑  
今回の省令改正に伴い規則改正を行い対象に加えるもの

↑  
今回の省令改正により対象となるもの

別紙①

第二号議案

大分県立学校管理規則の一部改正について

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「（主幹司書等）」に改め、同条第一項及び第二項中「主任学校司書、学校司書及び学校司書補」を「主幹司書、主任司書及び司書」に改め、同条第三項中「主任学校司書及び学校司書」を「主幹司書及び主任司書」に改め、同条第四項中「学校司書補」を「司書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

県立学校と県立図書館との間で司書の人事異動を行うに当たり、その補職名が異なっていることから、県立学校の司書の補職名を県立図書館の司書の補職名に合わせたいので提案する。

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第十七条(略)</p> <p>(主幹司書等)</p> <p>第十八条 学校に、必要に応じて、<u>主幹司書、主任司書及び司書</u>を置く。</p> <p>2 <u>主幹司書、主任司書及び司書</u>は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 <u>主幹司書及び主任司書</u>は、上司の監督を受け、学校図書館事務その他の事務を処理する。</p> <p>4 <u>司書</u>は、上司の監督を受け、学校図書館事務その他の事務に従事する。</p> <p>第十九条～第三十四条(略)</p>	<p>第一条～第十七条(略)</p> <p>(学校司書等)</p> <p>第十八条 学校に、必要に応じて、<u>主任学校司書、学校司書及び学校司書補</u>を置く。</p> <p>2 <u>主任学校司書、学校司書及び学校司書補</u>は、事務職員をもつて、これに充てる。</p> <p>3 <u>主任学校司書及び学校司書</u>は、上司の監督を受け、学校図書館事務その他の事務を処理する。</p> <p>4 <u>学校司書補</u>は、上司の監督を受け、学校図書館事務その他の事務に従事する。</p> <p>第十九条～第三十四条(略)</p>

報告第一号

平成二十七年第一回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和三十五年大分県教育委員会規則第五号）第三条第一項の規定に基づき、別紙のとおり臨時に代理し処分したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十七年三月十二日提出

大分県教育委員会教育長 野 中 信 孝



教委教改第2252号  
平成27年3月2日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県教育委員会  
委員長 松田 順



議案に対する教育委員会の意見について(回答)

平成27年3月2日付け財第858号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

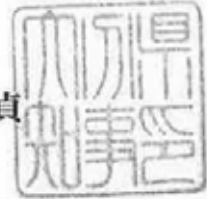
原案のとおり議会に提出することに、異議ありません。

財 第 8 5 8 号  
平成 2 7 年 3 月 2 日

大分県教育委員会

委員長 松 田 順 子 殿

大分県知事 広 瀬 勝 貞



議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議 案 名

- ・平成 2 6 年度大分県一般会計補正予算（第 5 号）関係部分
- ・訴えの提起について

2 議案上程県議会

平成 2 7 年第 1 回定例県議会（追加議案）

第50号議案

平成26年度 大分県一般会計補正予算 (第5号)

平成26年度大分県一般会計の補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 26,177,899千円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 569,506,076千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成 27 年 3 月 3 日 提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

( 2 )

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正  
入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		104,500,000	3,100,000	107,600,000
	1 県 民 税	36,811,777	987,644	37,799,421
	2 事 業 税	16,960,205	1,006,979	17,967,184
	3 地 方 消 費 税	22,399,024	1,061,767	23,460,791
	4 不 動 産 取 得 税	2,099,105	215,701	2,314,806
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	364,169	△ 9,581	354,588
	7 自 動 車 取 得 税	633,476	△ 8,825	624,651

	8 軽油引取税	9,204,462	△	151,312	9,053,150
	9 自動車税	14,321,684	△	54,872	14,266,812
	12 産業廃棄物税	215,000		52,499	267,499
2 地方消費税清算金		27,431,000		239,948	27,670,948
	1 地方消費税清算金	27,431,000		239,948	27,670,948
3 地方譲与税		22,185,000		1,740,000	23,925,000
	1 地方法人特別譲与税	19,240,000		1,740,000	20,980,000
4 地方特例交付金		315,000		29,051	344,051
	1 地方特例交付金	315,000		29,051	344,051
5 地方交付税		171,400,000		2,962,931	174,362,931

( 4 )

	i 地方交付税	171,400,000	2,962,931	174,362,931
7 分担金及び負担金		4,108,354	△ 684,941	3,423,413
	1 分担金	194,605	△ 90,137	104,468
	2 負担金	3,913,749	△ 594,804	3,318,945
8 使用料及び手数料		5,743,065	721,494	6,464,559
	1 使用料	3,795,215	686,905	4,482,120
	2 手数料	1,947,850	34,589	1,982,439
9 国庫支出金		90,634,128	△ 6,889,828	83,744,300
	1 国庫負担金	24,112,877	1,433,983	25,546,860
	2 国庫補助金	64,310,431	△ 8,067,719	56,242,712

	3 委 託 金	2,210,820	△	256,092	1,954,728
10 財 産 収 入		1,631,903		97,341	1,729,244
	1 財 産 運 用 収 入	1,021,832		8,000	1,029,832
	2 財 産 売 払 収 入	610,071		89,341	699,412
11 寄 附 金		18,900		52,017	70,917
	1 寄 附 金	18,900		52,017	70,917
12 繰 入 金		31,310,062	△	6,396,350	24,913,712
	1 特 別 会 計 繰 入 金	362,810	△	71,112	291,698
	2 基 金 繰 入 金	30,947,252	△	6,325,238	24,622,014
14 諸 収 入		56,225,724	△	14,245,562	41,980,162

( 6 )

	1 延滞金、加算金及び過料等	331,227	△	61,167	270,060
	2 県預金利子	8,196		11,188	19,384
	3 貸付金元利収入	49,776,931	△	14,434,042	35,342,889
	4 受託事業収入	813,537	△	400,197	413,340
	5 収益事業収入	3,228,918		122,160	3,351,078
	6 利子割精算金収入	5,994	△	137	5,857
	7 雑収入	2,060,921		516,633	2,577,554
15 県債		77,317,000	△	6,904,000	70,413,000
	1 県債	77,317,000	△	6,904,000	70,413,000
歳入合計		596,683,975	△	26,177,899	569,506,076



出 歳					
款	項	既 定 額	補 正 額	計	
		千円	千円		千円
1 議 会 費		1,169,163	△ 12,724		1,156,439
	1 議 会 費	1,169,163	△ 12,724		1,156,439
2 総 務 費		28,531,954		30,820,429	
	1 総 務 管 理 費	9,157,457	9,878	9,167,335	
	2 企 画 費	10,795,775	2,907,078	13,702,853	
	3 徴 税 費	4,533,721	△ 242,240	4,291,481	
	4 市 町 村 振 興 費	1,013,819	△ 84,977	928,842	
	5 選 挙 費	961,117	△ 98,901	862,216	

( 8 )

	6 防 災 費	1,257,106	△	206,285	1,050,821
	7 統 計 調 査 費	466,387	△	9,862	456,525
	8 人 事 委 員 会 費	139,883		11,455	151,338
	9 監 査 委 員 費	206,689		2,329	209,018
3 福 祉 生 活 費		61,195,236	△	1,702,919	59,492,317
	1 社 会 福 祉 費	42,464,953	△	363,071	42,101,882
	2 児 童 福 祉 費	16,917,461	△	1,272,442	15,645,019
	3 生 活 保 護 費	1,776,767	△	58,826	1,717,941
	4 災 害 救 助 費	36,055	△	8,580	27,475
4 保 健 環 境 費		30,533,737	△	37,867	30,495,870
	1 公 衆 衛 生 費	22,402,486	△	793,400	21,609,086

	2 環境保全費	1,872,032		35,592	1,907,624
	3 保健所費	1,890,321	△	51,454	1,838,867
	4 医務費	3,879,899		783,463	4,663,362
	5 業務生活衛生費	488,999	△	12,068	476,931
5 労働費		4,219,314	△	818,944	3,400,370
	1 労働費	140,720		2,480	143,200
	2 職業訓練費	1,583,280	△	101,988	1,481,292
	3 雇用対策費	2,396,964	△	716,246	1,680,718
	4 労働委員会費	98,350	△	3,190	95,160
6 農林水産業費		49,494,081	△	4,900,579	44,593,502
	1 農業費	10,222,647	△	1,051,343	9,171,304

( 10 )

	2 畜產業費	2,712,186	△	9,743	2,702,443
	3 農地費	15,969,053	△	3,310,878	12,658,175
	4 林業費	14,590,712	△	297,793	14,292,919
	5 水產業費	5,999,483	△	230,822	5,768,661
	7 商工費	50,754,387	△	13,700,413	37,053,974
	1 中小企業費	44,103,384	△	12,692,602	31,410,732
	2 工鈺業費	6,089,654	△	1,002,569	5,087,085
	3 觀光費	561,399	△	5,242	556,157
8 土木費	78,666,746	△	4,560,090	74,106,656	
	1 土木管理費	6,116,919	△	1,412,188	4,704,731
	2 道路橋梁費	41,666,950		1,932,662	43,599,612

	3 河川海岸費	19,303,840	△	3,341,048	15,962,792
	4 港湾費	3,789,367	△	733,829	3,055,538
	5 都市計画費	6,524,178	△	913,789	5,610,389
	6 住宅費	1,265,492	△	91,898	1,173,594
9 警察費		26,714,539		2,160,544	28,875,083
	1 警察管理費	25,653,628		2,176,877	27,830,505
	2 警察活動費	1,060,911	△	16,333	1,044,578
10 教育費		120,811,661		1,633	120,813,294
	1 教育総務費	13,474,113	△	79,316	13,394,797
	2 小学校費	42,049,697	△	213,083	41,836,614
	3 中学校費	24,559,649		115,494	24,675,143

( 12 )

	4 高等学 校 費	26,694,514	803,569	27,498,083
	5 特別支 援教 育 費	9,882,756	△ 445,581	9,437,175
	6 大 学 費	1,101,114	60,625	1,161,739
	7 社 会 教 育 費	2,033,704	△ 180,273	1,853,431
	8 保 健 体 育 費	1,016,114	△ 59,802	956,312
11 災 害 復 旧 費		12,396,506	△ 10,268,542	2,127,964
	1 農 林 水 産 業 施 設 復 旧 費	4,661,371	△ 3,632,285	1,029,086
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	7,735,135	△ 6,640,603	1,094,532
	3 県 立 学 校 施 設 災 害 復 旧 費		4,346	4,346
12 公 債 費		92,298,472	△ 2,004,248	90,294,224
	1 公 債 費	92,298,472	△ 2,004,248	90,294,224

13 請 支 出 金		38,728,179	7,377,775	46,105,954
1 積 立 金		2,647,743	4,199,720	6,847,463
2 地方消費税清算金		21,021,781	2,358,469	23,380,250
3 利子割交付金		250,421	△ 11,588	238,833
4 配当割交付金		268,609	314,258	582,867
5 株式等譲渡所得割交付金		48,603	370,296	418,899
6 地方消費税交付金		13,813,009	130,695	13,943,704
7 ゴルフ場利用税交付金		255,324	5,345	260,669
8 自動車取得税交付金		421,262	10,750	432,012
9 利子割精算金		1,427	△ 170	1,257
歳 出 合 計		595,683,975	△ 26,177,899	569,506,076

( 14 )

第 2 表

線 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			千円 3,547,849
	2 企 画 費		3,545,801
		まち・ひと・しごと創生事業費	1,443,889
		地域消費喚起事業費	1,465,790
		水源地域振興対策費	636,122
	6 防 災 費		2,048
		地震・津波対策推進事業費	2,048



3 福祉生活費			910,057
	1 社会福祉費		693,468
		障がい者福祉施設整備事業費	426,306
		障がい者福祉施設耐震化等緊急整備事業費	10,162
		介護基盤緊急整備事業費	257,000
	2 児童福祉費		216,589
		子育て支援対策充実事業費	216,589
4 保健環境費			101,670
	2 環境保全費		25,350
		防災拠点再生可能エネルギー導入事業費	25,350
	4 医務費		76,320

( 16 )

	地域医療介護総合確保施設整備事業費		76,320
6 農 林 水 産 業 費			10,717,498
1 農 業 費		費	659,519
	大分の茶産地強化対策事業費		11,944
	人・農地プラン推進事業費		2,000
	攻めの水田農業構造改革事業費		27,223
	次世代を担う園芸産地整備事業費		618,352
2 畜 産 業 費		費	130,250
	県産鶏肉鶏卵振興対策事業費		57,915
	家畜保健衛生事業費		72,335
3 農 地 費		費	2,683,064
	基幹水利施設保全対策事業費		8,445

農業水利施設保全合理化事業費	72,107
地域農業水利施設保全対策事業費	11,101
小水力発電施設整備事業費	32,124
経営体育成基盤整備事業費	358,977
農業基盤整備促進事業費	25,380
農業体質強化基盤整備促進事業費	41,749
広域管農団地農道整備事業費	27,153
農村振興総合整備事業費	312,719
中山間地域総合整備事業費	305,938
演習場周辺障害防止対策事業費	809,700
防災ダム事業費	88,503
ため池等整備事業費	21,788
危険ため池緊急整備事業費	425,296

( 18 )

	河川工作物応急対策事業費	40,492
	地すべり防止対策事業費	96,386
	農地等特殊地下墓対策事業費	5,206
4	林業費	4,709,685
	林業再生県産材利用促進事業費	236,347
	木造建築物等建設促進総合対策事業費	301,027
	力強い林業事業体育成事業費	147,600
	権章振興対策事業費	7,346
	原木しいたけ再生回復緊急対策事業費	357,500
	荒廃人工林緊急整備事業費	485,636
	林業再生路網整備事業費	200,000
	森林基幹道閉設事業費	92,138
	森林管理道閉設事業費	185,490

	フォレストコミュニティ総合整備事業費	56,727
	林業専用道整備促進事業費	600,358
	造林事業費	1,118,410
	再造林促進事業費	61,170
	復旧治山事業費	469,072
	予防治山事業費	153,114
	地域防災対策総合治山事業費	85,011
	集落水源山地整備事業費	55,523
	水源の里保全緊急整備事業費	8,242
	山地災害総合減災対策治山事業費	61,894
	原単治山事業費	27,080
5	水産業費	2,534,980
	沿岸漁場基盤整備事業費	312,388

( 20 )

	沿岸漁業漁村振興構造改善事業費	250,133
	漁港整備事業費	8,230
	地域水産物供給基盤整備事業費	57,400
	水産流通基盤整備事業費	1,433,319
	水産生産基盤整備事業費	120,814
	水産物供給基盤機能保全事業費	226,284
	漁港施設機能強化事業費	38,862
	漁港漁村強化支援事業費	6,800
	漁業集落環境整備事業費	19,500
	漁港海岸保全施設整備事業費	14,411
	港整備交付金事業費	38,426
	漁村再生交付金事業費	8,413
7 商 工 費		236,497

2	工 鉦 業 費		236,497
		中核食品加工企業育成事業費	30,000
		地熱フル活用おいた新活力創出事業費	167,014
		新エネルギー導入総合支援事業費	21,000
		休廃止鉦山対策費	18,483
8	土 木 費		28,096,010
1	土 木 管 理 費		1,337,124
		県有建築物防災対策推進事業費	871,684
		庁舎管轄費	426,420
		大規模施設設計画の保全事業費	39,020
2	道 路 橋 梁 費		17,377,777
		道路橋梁調査費	9,000

( 22 )

	(単) 交通安全事業費	331,476
	(公) 地域活力基盤交通安全事業費	3,888,997
	(単) 道路改良事業費	1,675,489
	(公) 道路改良事業費	1,626,679
	(公) 地域活力基盤道路改良事業費	6,946,738
	道路関係受託事業費	8,652
	(単) 橋梁補修事業費	602,217
	(公) 地域活力基盤橋梁補修事業費	2,217,309
	(単) 橋梁整備事業費	71,220
3	河川海岸費	6,440,504
	(単) 河川海岸改良事業費	150,721
	(公) 広域河川改修事業費	906,134
	(公) 河川緊急情報基盤整備事業費	93,980



(公) 統合一般河川整備事業費	371,300
(公) 統合二級河川整備事業費	628,266
(公) 障害防止対策事業費(河川課分)	102,053
(公) 河川災害関連事業費	75,480
(公) 治水ダム建設事業費	450,350
(公) ダム情報基盤総合整備事業費	39,690
河川関係受託事業費	27,855
(公) 海岸環境整備事業費(河川課分)	111,511
(公) 津波危機管理対策緊急事業費	39,581
(単) 砂防改修事業費	269,590
(単) 急傾斜地崩壊対策事業費	183,243
(単) 砂防施設再生事業費	27,312
(公) 通常砂防事業費	494,329

( 24 )

	(公) 火山砂防事業費		604,300
	(公) 特定緊急砂防事業費		84,200
	(公) 地すべり対策事業費		266,170
	(公) 急傾斜地崩壊対策事業費		606,870
	(公) 砂防施設緊急改善事業費		212,076
	(公) 砂防事業調査費		484,903
	(公) 砂防災害関連事業費		210,590
4	港 湾 費		411,658
	(単) 港湾改良事業費		10,789
	(公) 重要港湾改修事業費		159,969
	(公) 港湾改修統合事業費		28,100
	(公) 港整備交付金事業費		212,800
5	都 市 計 画 費		2,358,102

	大分都市圏総合都市交通対策推進事業費		36,012
		(単) 街路改良事業費	237,704
		(公) 都市計画街路事業費	1,373,981
		(公) 地域活力基盤街路改良事業費	681,425
		(公) 県営都市公園長寿命化対策事業費	28,980
	6 住 宅 費		170,845
		特定建築物耐震化促進事業費	12,725
		(公) 県営住宅建設事業費	45,706
		(公) 既設県営住宅改善事業費	112,414
			471,242
10 教 育 費		208,901	
	1 教 育 総 務 費	208,901	
	私立学校施設耐震化促進事業費	208,901	

( 26 )

4 高等学 校 費		242,503
	施設整備費	242,503
	7 社会教育 費	19,838
	記録保存修理費	11,841
	地域の文化財魅力度アップ事業費	7,997
11 災害復旧 費		1,392,386
	1 農林水産業施設 復旧 費	583,477
	団体営耕地災害復旧事業費	543,477
	林道災害復旧事業費	40,000
2 土木施設災害復旧 費		808,909
	(単) 災害復旧事業費(河川課分)	20,000
	(公) 災害復旧事業費(河川課分)	676,285

	(單) 災害復旧事業費 (港灣課分)	1,000
	漁港災害復旧事業費	91,624
	農地海岸災害復旧事業費	20,000
合 計		45,473,209

( 28 )

正 補 行 為 担 負 務 債

第 3 表

(1) 追 加

事 項	期 間	限 度	額
1 県庁舎管理費	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで		115,098 千円
2 県庁舎別館管理費	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで		15,779
3 まち・ひと・しごと創生事業 (おおいた子育てほっとクーポン活用事業)	平成 26 年度 から 平成 29 年度 まで		633,185
4 小学生ファーストミュージアム体験事業	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで		144,494
5 消防学校給食業務委託料	平成 26 年度 から 平成 27 年度 まで		15,419

6	国営大野川上流直轄事業負担金	平成26年度から平成39年度まで	383,658
7	農業水利保全豊後大野地区水路改修事業	平成26年度から平成27年度まで	3,000
8	農業水利保全大中尾地区ダム施設改修事業	平成26年度から平成27年度まで	2,000
9	県道小狭間大分線道路改良事業(宮苑2工区)	平成26年度から平成27年度まで	40,000
10	(単)交通安全事業	平成26年度から平成27年度まで	332,864
11	(単)身近な道改善事業	平成26年度から平成27年度まで	53,000
12	(単)舗装道補修事業	平成26年度から平成27年度まで	542,500
13	(単)道路改良事業	平成26年度から平成27年度まで	695,000

( 30 )

14 (単) 橋梁補修事業	平成26年度から 平成27年度まで	259,636
15 (単) 河川海岸改良事業	平成26年度から 平成27年度まで	500,000
16 (単) 緊急河床掘削事業	平成26年度から 平成27年度まで	250,000
17 (単) 砂防改修事業	平成26年度から 平成27年度まで	100,000
18 (単) 急傾斜地崩壊対策事業	平成26年度から 平成27年度まで	230,000
19 (単) 砂防施設再生事業	平成26年度から 平成27年度まで	37,000
20 大分スポーツ公園等管理運営委託料	平成26年度から 平成30年度まで	29,132



(2) 変更	事	項	期	間	限	度	額
1	予算総合システム開発業務委託料				「30,188千円」を「42,865千円」		
2	自動車税納税通知書作成等業務委託料				「8,323千円」を「6,048千円」		
3	番号制度対応県税システム改修業務委託料				「232,652千円」を「0千円」		
4	新エネルギー導入総合支援事業				「7,286千円」を「0千円」		
5	公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。				「(1)借入金額 113,000千円」を「(1)借入金額 88,006千円」		

( 32 )

<p>6 国が指定する借入先団体(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。</p>		<p>〔1〕借入金額 〔1〕借入金額 48,510千円 を 0千円</p>
<p>7 農業近代化資金等利子補給</p>		<p>〔267,103千円〕を〔173,282千円〕</p>
<p>8 災害資金利子補給</p>		<p>〔23,843千円〕を〔5,459千円〕</p>
<p>9 特定災害資金利子補給</p>		<p>〔4,710千円〕を〔1,015千円〕</p>
<p>10 農業経営負担軽減支援資金利子補給</p>		<p>〔33,865千円〕を〔21,073千円〕</p>
<p>11 畜産特別資金利子補給</p>		<p>〔5,083千円〕を〔0千円〕</p>

12 漁業近代化資金利子補給		「155,211千円」を「89,943千円」
13 漁業経営維持安定資金利子補給		「7,691千円」を「0千円」
14 県域食肉流通センター整備支援事業		「2,846,667千円」を「3,061,731千円」
15 小水力発電元治水地区施設整備事業		「140,000千円」を「0千円」
16 小水力発電日出生地区施設整備事業		「120,000千円」を「0千円」
17 広域農道大南野津2期地区トンネル建設事業		「384,000千円」を「0千円」
18 農村振興諸田定留地区跨線橋建設事業		「320,000千円」を「392,200千円」
19 国道212号道路改良事業（響峠工区）		「1,900,000千円」を「0千円」

( 34 )

20 国道217号道路改良事業 (白木工区)		「550,000千円」を「0千円」
21 県道大泊浜徳浦線道路改良事業		「1,000,000千円」を「0千円」
22 庄の原佐野線都市計画街路事業		「2,635,714千円」を「1,836,964千円」
23 生活排水処理施設整備費補助		「114,939千円」を「46,210千円」

第 4 表

地 方 債 補 正

(1) 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	千円 125,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
農地海岸災害復旧費	5,000			
県立学校施設災害復旧費	1,000			

( 36 )

(2) 変更	起債の目的	補正前			補正後			摘要	
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法		利率
土地改良費	千円 1,565,000				千円 950,000				
農地防災事業費	699,000				555,000				
林道費	385,000				349,000				
造林費	146,000				95,000				
治山費	1,457,000				1,129,000				
沿岸漁場基盤整備費	277,000				276,000				
漁港費	701,000				733,000				
道路費	15,476,000				16,046,000				
河川費	5,844,000				5,045,000				
海岸費	267,000				253,000				

砂防費	3,271,000					2,648,000
港湾費	1,460,000					1,174,000
街路費	1,165,000					1,003,000
都市環境整備費	54,000					27,000
防災対策推進費	1,591,000					1,553,000
教育センター施設整備費	72,000					62,000
県立学校施設整備費	1,832,000					869,000
警察施設整備費	162,000					201,000
交通安全施設整備費	402,000					358,000
土木施設災害復旧費	2,474,000					347,000
漁港施設災害復旧費	33,000					32,000
治山施設災害復旧費	106,000					0
臨時財政対策債	37,528,000					36,227,000

( 38 )

(注) 起債の方法、利率及び償還の方法は、当該既定予算のとおりである。



## 平成26年度大分県一般会計補正予算(第5号)関係部分

## 平成26年度3月補正予算 歳出

(単位:千円)

款	項	既決予算額	補正予算額	計	
10	教育費	120,811,661	1,633	120,813,294	
	教育総務費	6,028,051	72,844	5,955,207	
	1 (福祉保健部 ・生活環境部所管)	7,446,062	6,472	7,439,590	
	小計	13,474,113	79,316	13,394,797	
	2 小学校費	42,049,697	213,083	41,836,614	
	3 中学校費	24,559,649	115,494	24,675,143	
	4 高等学校費	26,694,514	803,569	27,498,083	
	5 特別支援教育費	9,882,756	445,581	9,437,175	
	6 大学費 (企画振興部 ・福祉保健部所管)	1,101,114	60,625	1,161,739	
	7 社会教育費	2,033,704	180,273	1,853,431	
	8 保健体育費	1,016,114	59,802	956,312	
11	災害復旧費 3 県立学校施設 災害復旧費	0	4,346	4,346	
<b>教育委員会所管分計( - - + )</b>		<b>112,264,485</b>	<b>48,174</b>	<b>112,216,311</b>	
	うち事業費	構成比	(10.8%)	-	(11.0%)
		金額	12,103,688	184,749	12,288,437
	うち人件費	構成比	(89.2%)	-	(89.0%)
		金額	100,160,797	232,923	99,927,874

&lt; 参考 &gt;

県予算額に占める教育委員会予算額の割合	18.8%	-	19.7%
県 予 算 額	595,683,975	26,177,899	569,506,076

## 平成26年度一般会計3月補正予算案の概要（教育委員会関係）

（部局名：教育委員会）

（単位：千円）

事業名	既決予算額 <補正予算案> (累計予算額)	補正要求の概要	所管課
1 高等学校施設整備事業	2,644,142 < 120,043 > (2,524,099)	日田林工高校の大規模改造の入札残などに伴う減額 ・高校改革プラン分 10,653 ・大規模改造 118,969 ・非構造部材耐震対策 71,291 ・その他（設計・地質調査など） 80,870	教育財務課
2 文化財発掘受託事業	178,189 < 89,992 > (88,197)	高速道路などの建設に伴う埋蔵文化財発掘調査の対象面積が、当初の見込みを下回ったことなどに伴う減額 ・国土交通省 89,519 ・西日本高速道路(株) 822 ・大分県土地開発公社 1,295	文化課
3 新 県立学校施設災害復旧事業	0 < 4,346 > (4,346)	被災した県立学校施設の復旧に伴う増額 ・佐伯鶴城高校（佐伯市）	教育財務課

## 2 大分地裁（第一審）判決の結果

(1) 判決日 平成27年2月23日(月)

控訴期間は、判決書の送達から2週間(27年3月9日)以内  
(民事訴訟法285条1項)

(2) 判決の内容

## ア 主 文

大分県教育委員会が、原告に対して、平成20年9月8日付けでした〔採用取消処分〕を取り消す。

については、処分庁である「大分県教育委員会」が訴訟当事者であり、控訴する権限を有する。

(行政事件訴訟法11条6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律56条)

被告は、原告に対し、金33万円及びこれに対する平成20年9月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

については、「大分県」が訴訟当事者であり、控訴する場合は、議会の議決が必要(地方自治法96条1項12号)

## イ 事実認定(加点の事実の認定)

- ・ 県教委が特定した加点操作前後の原告の得点と、鑑定人が特定したそれとは、全て一致していることからすると、被告の特定作業とそれに基づき特定されたファイルは信用できるものと推認でき、加点操作前後の原告の得点は、県教委の調査結果のとおりであったと認めるのが相当である。

## ウ 判決理由

県教委が違法であるとして取り消した本件採用決定の適法性

- ・ 地方公務員法(15条)が能力実証主義の原則を、特に任用について定めているのは、優秀な人材を確保し、育成することで、地方公共団体の能率を向上させ、ひいては住民福祉を増進するという目的に加え、獵官主義がもたらす弊害に鑑み、情実に基づく人事を禁じることにある。
- ・ 原告やその親族等が、県教委幹部に対して、原告を合格させるために加点を依頼したことを認めるに足る証拠はなく、原告の採用が情実に基づいて行われたとはいえない。よって、本件採用決定(平20.4.1の採用処分)が、地方公務員法15条に違反し違法なものであると評価することはできない。
- ・ 原告は、中学、高校の教諭1種免許を有しているから、原告の公立学校の教員となるべき能力は、実証されているということができ、この点からも、本件採用決定が能力実証主義に反するとはいえない。
- ・ 以上によれば、本件採用決定は適法にされたものと認められる。

国家賠償法上の違法性について

- ・ 県教委は、事実関係及び法律の解釈について、慎重に調査・検討すべき義務がありながら、これを怠ったというべきである。
- ・ そうすると、県教委が本件取消処分を行ったことには、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、本件取消処分を行ったこと自体、国家賠償法上違法の評価を受けるといえるべきである。

### 第3 訴えの提起（控訴）について

#### 1 控訴をしようとする理由

##### (1) 「判決理由」〔本件採用決定の適法性〕に関して

- ・ 地方公務員法15条は「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と明文で規定しており、公務員の任用（採用）決定に当たっては、採用試験の成績に基づいて行わなければならない。
- ・ 教育委員会では、教員採用選考試験の合否決定は、試験の成績順（合計得点の順）に行っている。また、平成14年度以降、受験者に、試験結果（合計点及び試験科目ごとの得点）を開示しており、試験の点数以外の要素を加味する余地はない。
- ・ 本件採用決定（平20.4.1の採用処分）を適法とする第一審判決の判断では、能力の実証は教員免許を有していれば足りるとしており、任用試験制度の根幹である能力実証主義を定める地方公務員法15条の解釈として疑問があり、控訴審において法律判断を求める必要性がある。

「大分県教育委員会」が訴訟当事者であり、「控訴」を決定  
（平成27年3月2日）

##### (2) 「判決理由」〔国家賠償法上の違法性〕に関して

- ・ 教育委員会では、平成20年7月に、「教育行政改革プロジェクトチーム」を立ち上げ、行政機関として、事件の事実関係やその背景の調査を行った。強制力のある調査権限を持たない行政機関としては自ずと限界がある中で、その権限と責任の下に、できる限りの調査を実施し、その結果は調査報告書として公表している。
- ・ さらには、教育委員会が本件採用決定が違法であるとして行った本件取消処分の適法性自体について争いがあるところであり、控訴審の判断を求める必要性がある。

「大分県」が訴訟当事者であり、議会の議決が必要

#### 2 控訴の趣旨（第63号議案の第四項のとおり）

- (1) 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

#### 3 訴訟遂行の方針（第63号議案の第五項のとおり）

- (1) 福岡高等裁判所に控訴する。
- (2) 必要がある場合は、上告し、又は和解する。

以上

# 「目標達成に向けた組織的な授業改善」 推進手引き



平成27年3月  
大分県教育委員会

## 目 次

○ 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の現状と課題	1
○ 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の推進 ～マネジメントサイクルを取り入れた授業改善～	4
1 PLAN 授業改善計画の立案と体制作り	
(1) 学校の教育目標と連動した授業改善テーマの設定	6
(2) 授業改善の重点と取組内容の決定	7
(3) 取組指標の設定	8
(4) 検証指標の設定	9
(5) 授業改善の5点セット	10
(6) 授業改善計画の策定	11
(7) 管理職による授業改善の推進	11
(8) 授業改善の体制作り	13
2 DO 授業改善の推進	
(1) 授業実践	14
(2) 研究協議	14
(3) 研究授業	16
(4) 教科部会・教科会議	20
3 CHECK 成果と課題の分析	24
4 ACTION 新しい授業改善計画の立案と実施	26
○ おわりに ～ 求められる授業像 ～	28



# 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の現状と課題

## 1 「芯の通った学校組織」の推進

県教育委員会は、平成24年11月26日に「目標達成に向けて組織的に取り組む『芯の通った学校組織』」推進プラン（以下「第一期プラン」という。）を策定し、市町村教育委員会との緊密な連携の下で、平成24年度、25年度、26年度の3フェーズにより、取組を進めてきた。これまでの取組の成果として以下の点を挙げるができる。

- ・学校の目標が重点化・焦点化され短期のPDCAサイクルにより改善が進むなど、目標達成に向けた組織的な取組が進んだ。
- ・主要主任等のミドルリーダーが機能し、その基盤となる学校運営体制が全ての学校に定着しつつある。

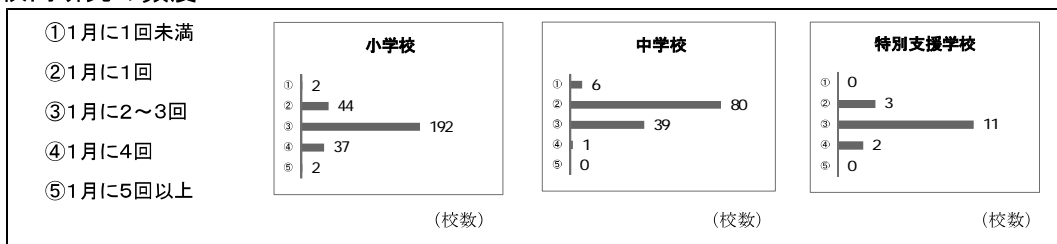
このように「芯の通った学校組織」の取組が進む中、一層の取組の徹底を図るとともに、大分県の課題である、思考力・判断力・表現力の育成等のために組織的な取組をさらに進めることが求められる。

このようなことから、県教育委員会は、平成26年11月18日に第一期プランに続く「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」を策定し、この中で、「目標達成に向けた組織的な授業改善」を図るための手引きを平成26年度中に作成の上、各学校に周知することとしたところである。

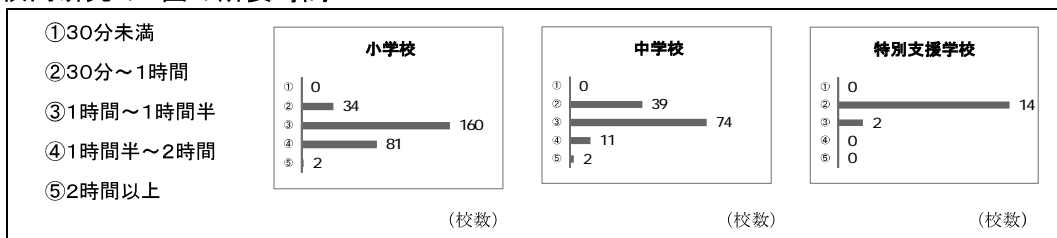
## 2 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の現状

小学校、中学校、特別支援学校では、学校全体で進める授業改善として、「校内研究」が行われており、その実施状況は次のようになっている。

### ○校内研究の頻度



### ○校内研究の1回の所要時間



## ○校内研究のテーマ(多い順)

	小学校	中学校	特別支援学校
①	思考力・判断力・表現力等の育成	思考力・判断力・表現力等の育成	障がいの状態等を踏まえた指導方法の改善
②	コミュニケーション能力の向上	基礎的・基本的な知識・技能の習得	各教科等の指導内容の改善
③	国語科授業改善に関すること	コミュニケーション能力の向上	自立活動の指導計画の改善

高等学校では、小学校・中学校・特別支援学校のように定期的に学校全体で行う校内研究という形態は取られていない。授業改善計画を作成している学校もあるが、組織的な授業改善を進めることへの意識も手法も学校によって大きく異なるのが現状である。

### 3 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の課題と「手引き」の趣旨

小・中学校の授業改善において、校内研究は、教員の指導力の向上に一定の役割を果たしている。しかしながら、全教員の参加の下、多くの時間をかけて行っている校内研究が、それに見合うだけの教員の指導力向上や、さらには児童生徒の確実な変容につながっているのか、改めて検証・改善していく必要があると考える。

例えば、校内研究に次のような問題はないだろうか。

- ・研究テーマが、学校の重点目標と十分関連付けられていない。
- ・研究テーマが、抽象的・観念的で、具体的な達成目標や検証方法が設定されないまま取組が進められている。そのため、改善の視点が定まらず、具体的な授業改善や児童生徒の力の向上に結びつかないことがある。
- ・校内研究は、管理職の指導・監督のもと、主幹教諭・教務主任と指導教諭・研究主任が連携し、組織を活用して推進するものだという意識が乏しい。

高等学校では、次のような問題はないだろうか。

- ・授業改善の成果や課題を客観的に分析できていない。
- ・成果や課題を反映した授業改善計画が立案できておらず、継続的な授業改善につながっていない。
- ・学校全体で授業改善を進める意識に乏しく、そのための体制も十分ではない。
- ・第三者評価における「授業の活性化」に対する評価が低い。

高校教育を取り巻く環境は、今後、大きく変化する。平成32年度（2020年度）には現行の大学入試センター試験が廃止になり、「思考力・判断力・表現力等」を評価の中心とする新テストが導入される予定である。高等学校において、知識・技能と思考力・判断力・表現力の双方が育成されるよう授業改善を進めることが、待ったなしで求められている。



特別支援学校は、「個別の指導計画」で設定する一人一人の指導目標の達成に向け、授業を展開している。こうした中で行う校内研究では、次のような問題はないだろうか。

- ・児童生徒の状況が多様な中で、組織的に授業改善を進める必要性を感じていないことがある。そのため、研究テーマが共有化されていないことがある。
- ・校内研究の成果が、「個別の指導計画」の改善・充実に十分に生かされていない。
- ・第三者評価では、教員の専門性の向上と授業改善を相互に関連付けた組織的取組に関する指摘が多い。

特別支援学校の授業改善は、各学部・各学年・各学級の幼児児童生徒一人一人に対する指導や支援の内容・方法の改善・充実に他ならない。一人一人の発達段階や特性等の把握を確かなものとし、妥当性のある目標・内容や効果のある指導方法の設定に基づく授業改善を進める必要がある。

本推進手引きは、以上の問題意識の上に立って、小・中学校、高等学校、特別支援学校、全てにおいて「目標達成に向けた組織的な授業改善」が進むよう「マネジメントサイクルを取り入れた授業改善」を提案するものである。



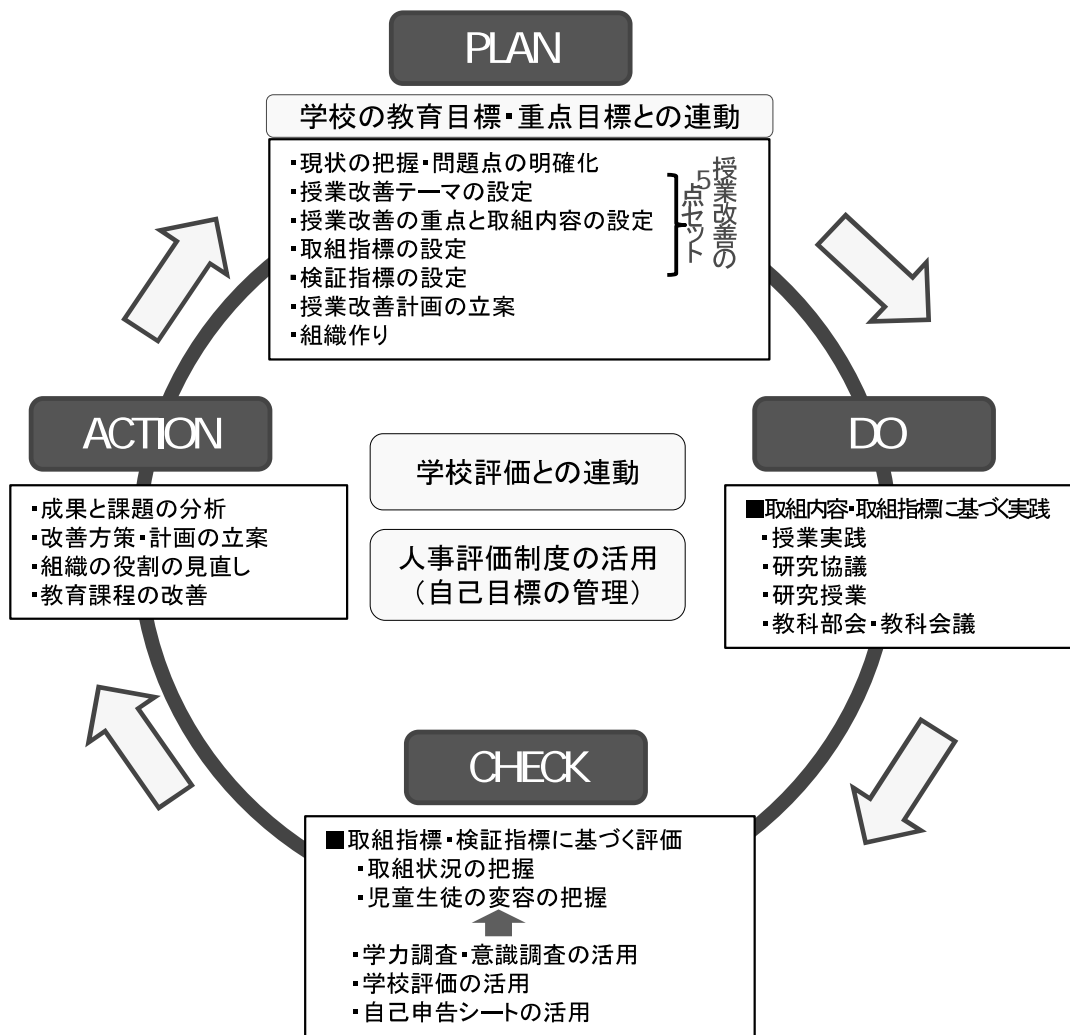
## 「目標達成に向けた組織的な授業改善」の推進

### ～マネジメントサイクルを取り入れた授業改善～

授業改善を組織的に進め、授業の質を向上させるためには、以下の点に留意することが重要である。

- ①授業改善にマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を取り入れること
  - ・計画立案（PLAN）、実践（DO）、検証（CHECK）、改善（ACTION）の段階を意識した取組を実施し、確実に授業改善を進める。
  - ・授業改善の5点セット（次ページ参照）を設定し、検証指標を明確にして取り組む。
- ②管理職がリーダーシップ・マネジメントシップを発揮し、授業改善を組織的に進めること

### ＜ 授業改善のPDCAサイクルのイメージ ＞



## ＜ 授業改善の5点セット ＞

**【授業改善の5点セット】**

[ 具体例 ]

**①【授業改善テーマ】**

**【授業改善テーマ】**  
考えをまとめ、伝える力を育てる授業



**②【授業改善の重点】**

**【授業改善の重点】**  
1 めあてやねらい、課題が明確化された授業の推進  
2 問題解決的な授業の推進



**③【取組内容】**

**【取組内容①】**  
＜めあて・課題の設定の工夫＞  
学習過程やゴールがイメージできるめあて・課題を設定する。

**【取組内容②】**  
＜思考を深化・拡充する交流活動の工夫＞  
自分の考えを書いてまとめさせた上で、考えを深化・拡充するための交流活動を設定する。



**④【取組指標】**

**【取組指標①】**  
授業のめあて・課題・評価規準を毎時間記録し、2週間に1回自己点検して、授業改善に反映させる。

**【取組指標②】**  
単元に1回以上、考えを書いてまとめて交流する活動を設定するとともに、交流後に考えの変化を生徒に記録させる。記録は単元毎に点検し、授業改善に反映させる。



**⑤【検証指標】**

**【検証指標①】**  
■生徒意識調査における回答者の割合  
◆「めあて・課題を見て、本時に何を学ぶのかを理解した上で授業に取り組む」と回答する生徒の割合を10ポイント増やす。

**【検証指標②】**  
■生徒意識調査における回答者の割合  
◆「普段の授業で、友だちと話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができている」と回答する生徒の割合を7ポイント増やす。

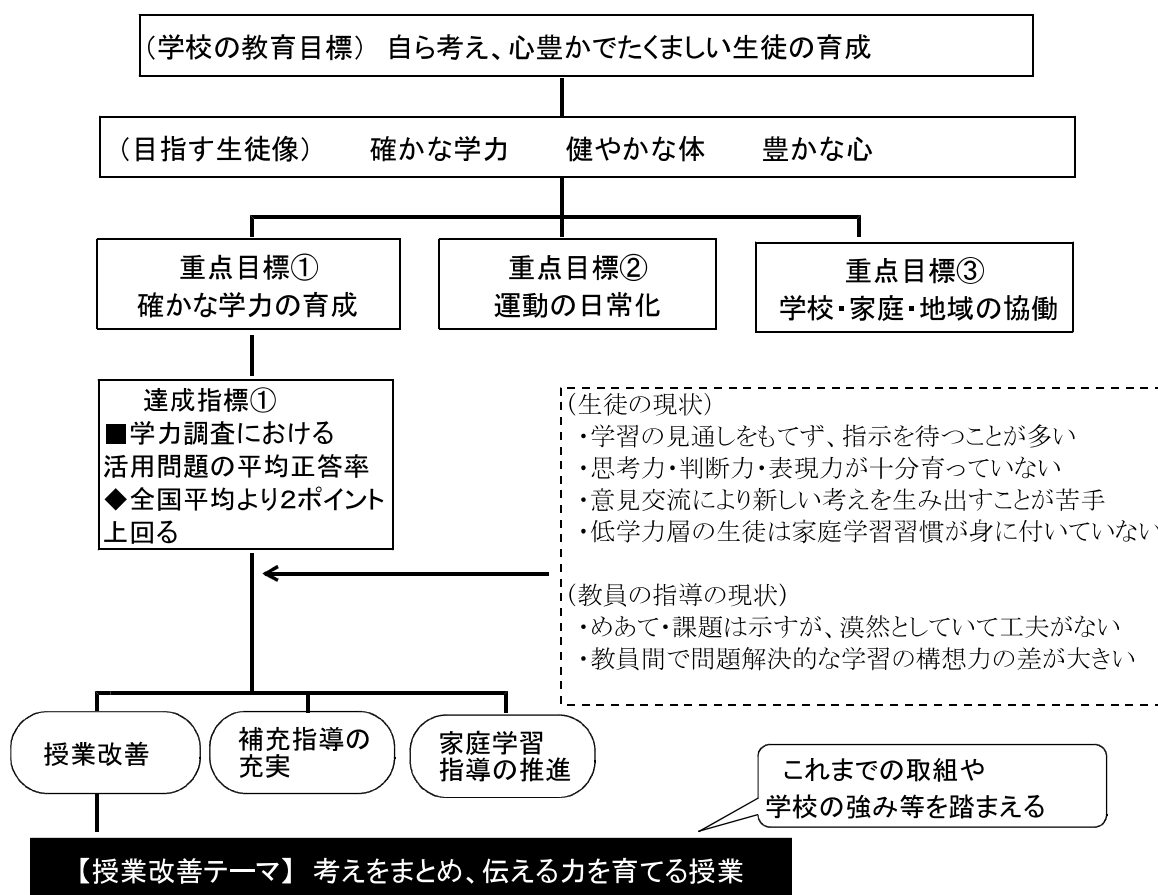
※「授業改善の5点セット」の策定については、次ページからの「1 PLAN 授業改善計画の立案と体制作り」で詳しく述べる。

# 1 PLAN 授業改善計画の立案と体制作り

## (1) 学校の教育目標と連動した授業改善テーマの設定

学校全体で組織的に進める授業改善計画は、自校の児童生徒の現状や指導の現状を踏まえ、学校の教育目標及び年度内に重点的に取り組む目標の達成に向けて立案するものである。このため【授業改善テーマ】は、学校の教育目標・重点目標の達成を、授業改善の観点から具体化したテーマにする必要がある。

### < 学校の教育目標と連動した授業改善テーマの設定イメージ >



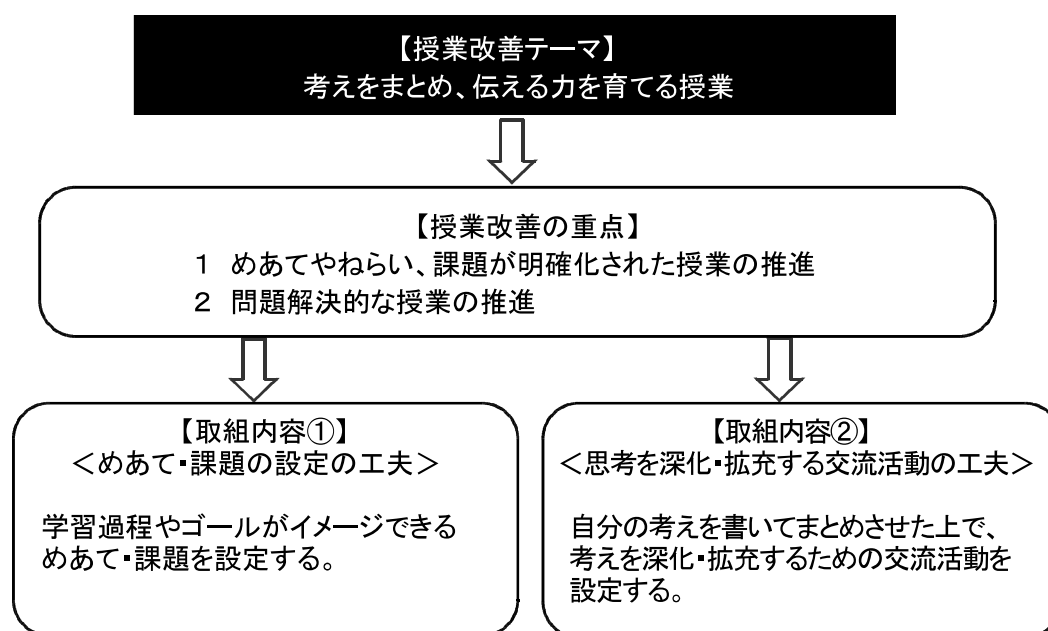
- ・【授業改善テーマ】の設定に当たっては、まず、どの重点目標に焦点を当てて授業改善を行うのかを絞り込む。
- ・上図の例では、「確かな学力の育成」に焦点を当て、生徒の現状や教員の指導の現状などを踏まえ、思考力・判断力・表現力の育成が必要であると考えた。さらに、思考力・判断力・表現力の育成の中から「考えをまとめ、伝える力を育てる」ことに焦点化した。

※学校の重点目標がここで示す【授業改善テーマ】のレベルまでブレイクダウンされている学校は、重点目標が【授業改善テーマ】と一致することもある。

## (2) 授業改善の重点と取組内容の決定

学校の教育目標・重点目標と連動した【授業改善テーマ】が決定した後は、そのテーマに基づき、【授業改善の重点】と、【取組内容】を決める。これにより、全教員による共通実践事項が明確になり、学校全体で取り組む基盤ができる。

### < 授業改善の重点と取組内容の例 >



- ・「考えをまとめ、伝える力を育てる」という【授業改善テーマ】へのアプローチは児童生徒の現状や指導の現状等から様々に考えられる。

・例えば、学校図書館の環境が整備されている学校では、その強みを生かして、図書館を活用した調べ学習の実施を増やすことで、調べて考えたことを伝えるという必然性のある場面を設定することも考えられる。

・また、児童生徒の学習意欲に課題のある学校では、追究したくなる課題の設定や学習の成果を実感できる伝える場の工夫などが考えられる。

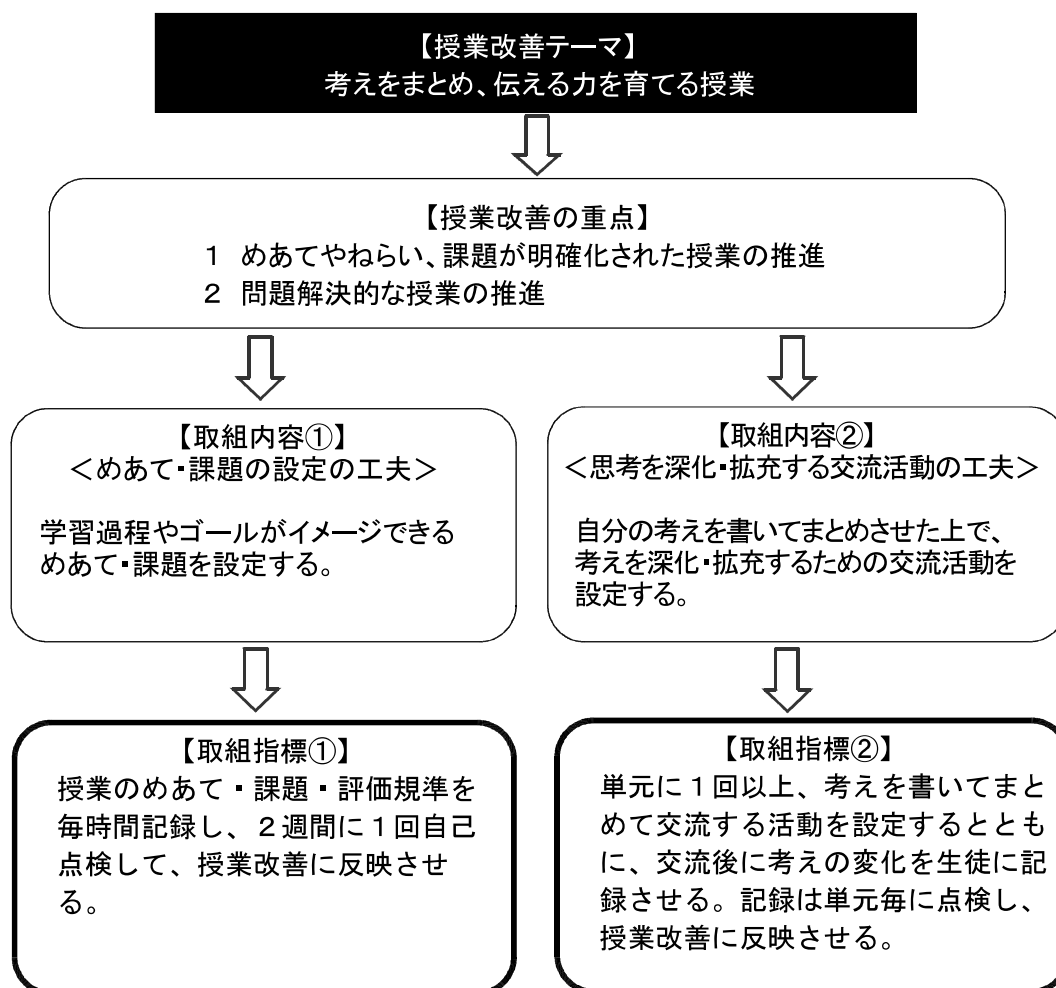
- ・それらの中から、ここでは、学習の見通しをもてず、指示を待つて学習を進める生徒が多いという現状と、教員間で問題解決的な学習の構想力の差が大きいという指導上の課題を踏まえ、【授業改善の重点】を2つ設定した。
- ・さらに、【授業改善の重点】を授業場面において具体化したものとして【取組内容】を設定し、全教員が共通に実践すべきことを明確にした。

※「学校評価の4点セット」(重点目標・達成指標・重点的取組・取組指標)における重点的取組が、ここでの【取組内容】と一致する場合もある。

### (3) 取組指標の設定

授業改善をかけ声だけで終わらせず、学校全体で確実に進めるためには、【取組内容】について【取組指標】を設定し、何をどの程度行うことで、目標達成を図ろうとしているのか、明確にする必要がある。【取組指標】は、学校全体で共通した実践に取り組むときの拠り所となる。

#### < 取組指標の例 >

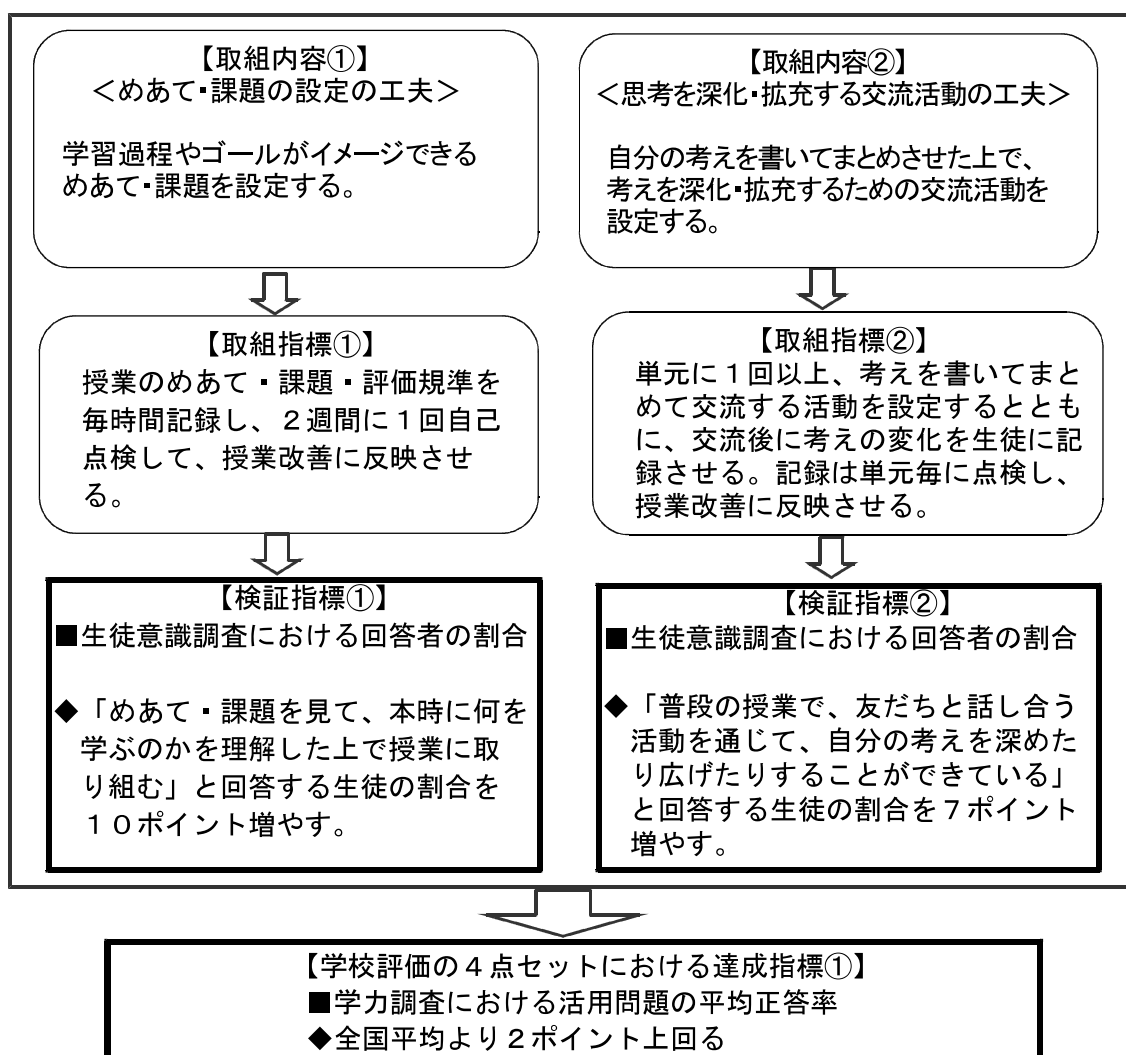


- ・めあて・課題・評価規準を適切に設定することは、児童生徒に授業の学習過程やゴールをイメージさせ、教員が児童生徒に付けたい力を明確に意識する上で重要である。そこで、ここでは、それが適切であったか記録するとともに、2週間ごとに自己点検することを【取組指標①】とした。
- ・思考を深化・拡充する交流活動の工夫として、自分の考えを書いてまとめて交流する活動を設定するとともに、交流活動の後に考えの変化を記録させることが考えられる。ここでは、そのような活動を単元に1回以上実施し、単元毎に点検することを【取組指標②】とした。

#### (4) 検証指標の設定

授業改善の成果を明らかにするためには、児童生徒がどのような状態になったときに授業改善のテーマが達成できたと判断するのか、数値化された【検証指標】を目安として設定する必要がある。

#### < 検証指標の例 >



- ・ここでは、生徒意識調査の結果を【検証指標】としたが、これに限らず、【検証指標】の設定に当たっては、全国学力・学習状況調査等の結果、学校独自で作成した質問紙やテストの結果、観点別評価の結果、学校評価の結果等を活用する。
- ・現状を把握した上で、努力すれば達成可能な数値を設定することが重要である。
- ・授業改善計画を一通り策定した後、次の2点を確認する。
  - ①【取組内容】を【取組指標】に基づいて行うことで【検証指標】を達成できるように設計されていること。
  - ②【検証指標】を達成することで、「学校評価の4点セット」における達成指標の達成に確実に近づくように設計されていること。

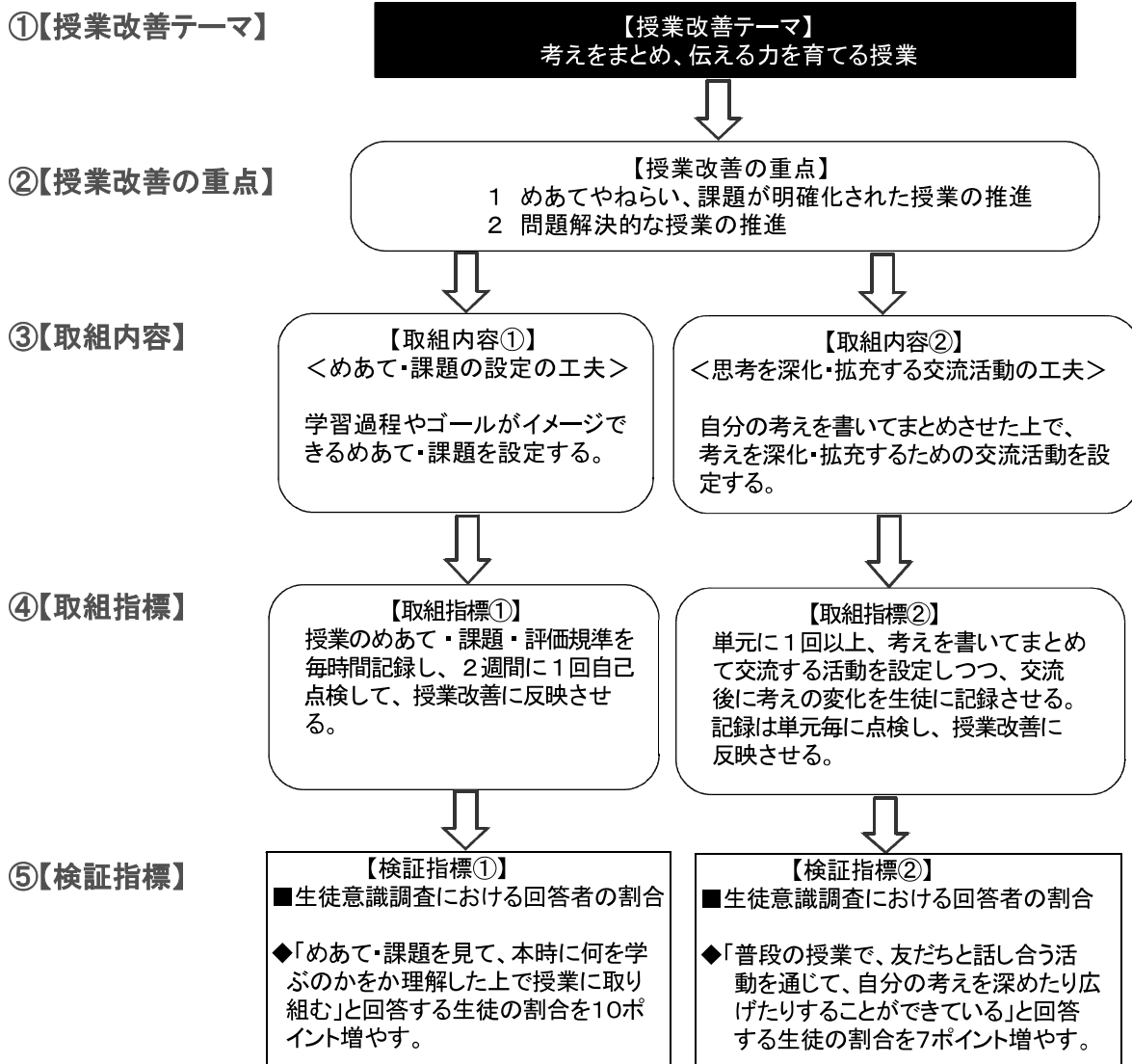
## (5) 授業改善の5点セット

これまで述べてきたとおり、目標達成に向けて組織的に取り組む授業改善を推進するためには、次の段階1から段階4のブレイクダウンを行い、下記の①～⑤の5点をセットとして構想することにより、どのような授業改善に取り組むのか、何をもちて授業改善が進んだと判断するのかを明確にする必要がある。

段階1	学校の教育目標・重点目標を授業改善の視点から具体化した【授業改善テーマ】の設定
段階2	【授業改善テーマ】を具体化した【授業改善の重点】【取組内容】の設定
段階3	【取組内容】をどのくらいの頻度で行うのかを決める【取組指標】の設定
段階4	【授業改善テーマ】の達成を判断する目安として数値化した【検証指標】の設定

「授業改善の5点セット」は、授業場面を想定しながら、「学校評価の4点セット」と同時進行で作成することが望ましい。

### < 授業改善の5点セットのイメージ >





## (6) 授業改善計画の策定

授業改善は、「授業改善の5点セット」に基づき、取組状況や児童生徒の変容を確認しながら、1年を通して計画的に行うことが必要である。このため、授業改善計画を策定する必要がある。

授業改善計画の中に盛り込む事項としては、「授業改善の5点セット」及びそれに基づく授業実践、授業改善を学校全体で組織的に行う場としての研究協議や研究授業が考えられる。また、研究協議については、学校全体での協議に加え、教科部会・教科会議における協議を有効に活用する必要がある。さらに、管理職による年間を通じた授業観察も、授業改善を進める重要な方法である。

これらのイメージを図示したのが、次ページの<授業改善計画のイメージ>である。

授業改善計画に基づき、「授業改善の5点セット」で設けた取組内容を日々の授業の中で着実に実践するとともに、研究協議の場における意見交換や、授業の公開・検証などを通して、質の高い教員間の高め合いを行っていくマネジメントを行うことが重要である。

## (7) 管理職による授業改善の推進

校長等管理職は、研究協議や研究授業への参加、年間を通じた授業観察を通じて、教務主任、研究主任等に適切な指導・助言を行いながら、「目標達成に向けた組織的な授業改善」を推進する必要がある。

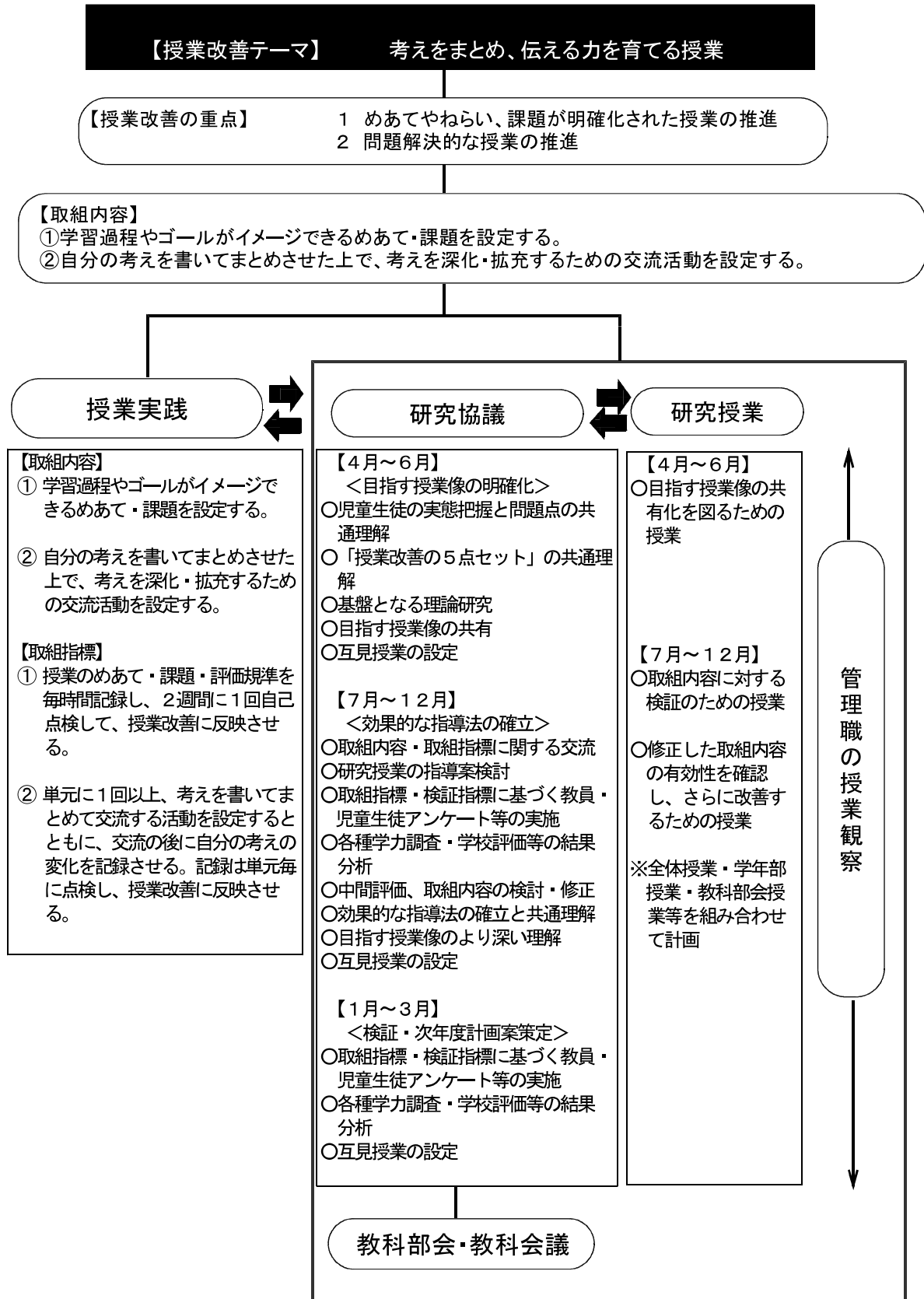
特に、日々の授業観察において、「授業改善の5点セット」中の【取組内容】が各教室でどのように具体的に実施されているのかを見て、授業改善の進捗状況を把握するとともに、指導助言を通して、教員一人一人の授業改善に積極的に関わることが求められる。そのため、どの学校でも使える授業観察シートに基づくものではなく、自校の【取組内容】を踏まえて、授業観察の視点を設ける必要がある。

<例> 【取組内容①】【取組内容②】を設定した場合の授業観察シート

授業者名		日時		学級	
教科・単元名					
【生徒の学習状況】		項 目			評 価
【取組内容①】に関する状況		□生徒は本時のめあて・課題を理解した上で学習している			
【取組内容②】に関する状況		□生徒は交流活動によって考えを深化・拡充している			
【指導の状況】		項 目			評 価
【取組内容①】について (全ての授業で)		□評価規準が具体的に示されている			
		□本時に学ぶことが理解できるめあて・課題が設定されている			
		□「C 努力を要する」状況の生徒への手立てが的確である			
		□本時の振り返りの視点がねらいに対して適切である			
【取組内容②】について (交流活動を設定した授業で)		□自分なりの考えをもつ時間を確保している			
		□考えが深化・拡充できる課題(発問)を設定している			
		□考えが深化・拡充できる板書やワークシートである			
【コメント】					

管理職には、授業観察シート等を用いて授業者に指導助言を行うことだけでなく、授業観察で見出した【取組内容】に関する好事例や、気になる児童生徒の状況等を記録し、学年部会や教科部会・教科会議等にフィードバックすることも求められる。記録を活用して、研究主任等に研究協議の柱を設定させたり、授業改善計画の見直しをさせたりするなど、授業観察を学校全体の授業改善に積極的に活用する環境を整えていくことが重要である。

< 授業改善計画のイメージ >

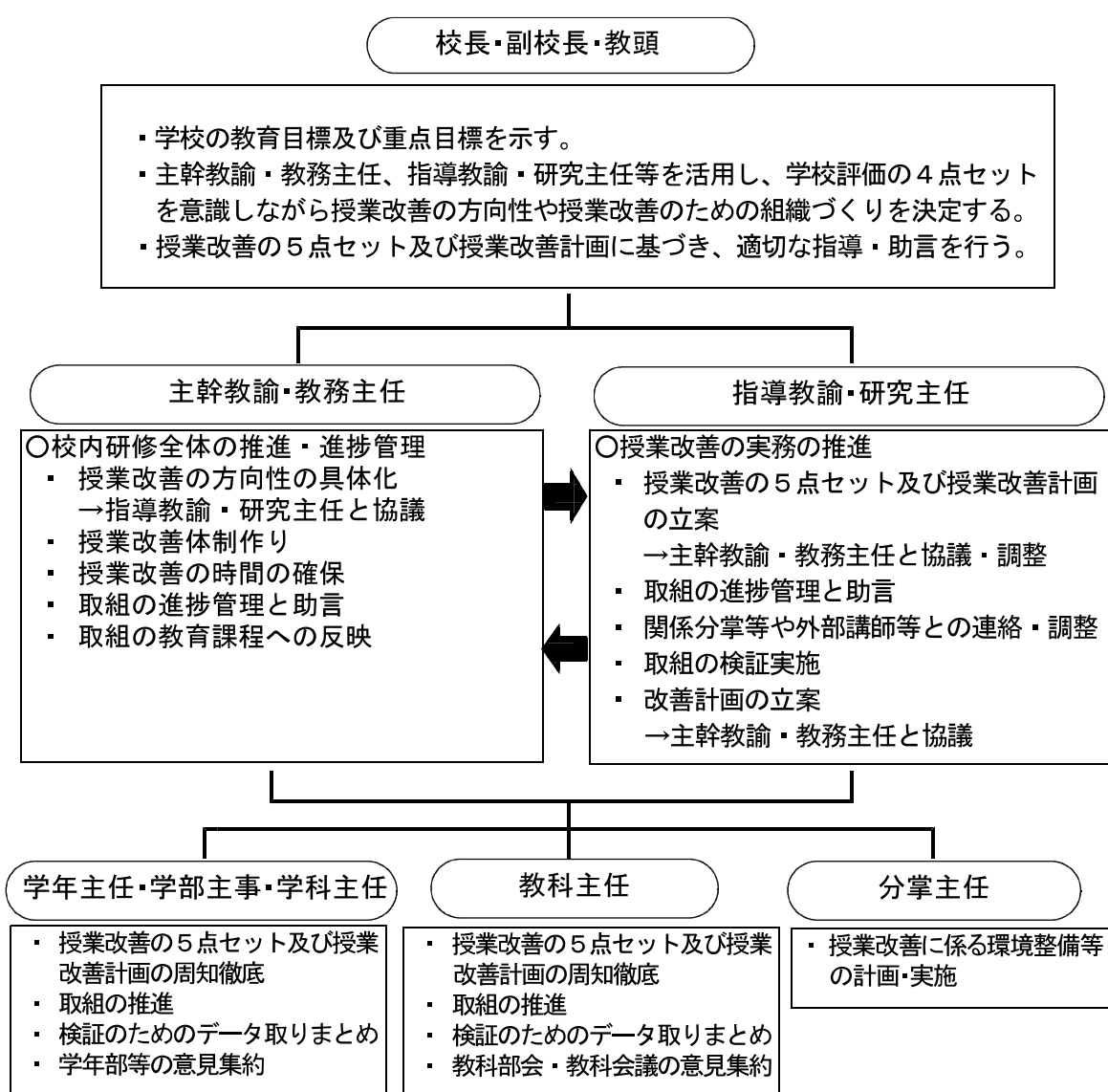


## (8) 授業改善の体制作り

授業改善を学校全体で推進するためには、「授業改善の5点セット」を共通理解するとともに、管理職がリーダーシップとマネジメントシップを発揮し、以下の点に留意して、授業改善を組織的に進める体制を作ることが必要である。

- ① 管理職は、授業改善の明確な方向性を示すとともに、的確な管理・運営を行うため、主幹教諭や教務主任等に適切な指導助言を行う。
- ② 管理職は、学校の規模や実情を踏まえ、必要に応じて、授業改善のための組織を編成する。
- ③ 主幹教諭、教務主任、指導教諭及び研究主任等は、緊密に連携し、改善を進める。

### < 管理職・主任等の役割分担のイメージ >



研究主任が置かれていない場合は、教務主任が、教務の分掌に属する研究担当の教員と共に、上記の「主幹教諭・教務主任」「指導教諭・研究主任」の欄に記載した役割を推進することとなる。

## 2 DO 授業改善の推進

### (1) 授業実践



#### 【取組内容】を教員一人一人がブレイクダウンする

授業改善の主体は、教員一人一人である。学校として設定した【取組内容】をもとに、自分の学年や教科において、どのような点について工夫をし、理解を深めていくことが授業改善につながるのかという課題意識をもち、より具体的な取組を日々の授業で実施していくことが重要である。

#### <例>【取組内容②】の場合

「どの考えとどの考えを出会わせると考えがどう深まるか」という課題意識をもって各自が授業を行い、そこから得られた考察を全体で検討することで、「考えの出会わせ方」について全教員の理解が深まる。また、それを各教員が自己の授業にフィードバックすることで授業改善が進んでいく。

#### 指標に基づき短期的に授業を検証する

日々の授業において、児童生徒の記録から授業の成果や課題を考察する際には、教師の主観的な判断とともに、客観的な判断材料として【検証指標】を短期的に確認することが有効である。

#### <例>【取組内容①】の場合

1月に1回、生徒アンケートを実施して、検証指標である「課題やめあてを見て、本時に何を学ぶのかを理解した上で授業に取り組む」生徒の割合を算出し、自身の授業改善の取組を検証する。

### (2) 研究協議

研究協議においては、「授業改善の5点セット」作りや授業改善計画の提案の他、次のような内容が考えられる。いずれも研究主任（研究主任が置かれていない場合は教務主任）等が中心となり意図的・計画的に実施する。

#### 理論研究

授業改善の研究の取り掛かりや改善策の策定期間においては、基盤となる考え方や知識等を共通理解しておく必要がある。研究主任等は、適切な資料を用いて自ら説明するだけでなく、指導主事や先進校教職員等を招聘しての講義、先進校視察など研究方法を工夫する。

#### 実践交流・分析

日々の実践の記録や児童生徒の学習の成果物等を持ち寄り、【取組内容】【取組指標】として設定された共通実践に関する情報交換をする。

その際、研究主任等は、協議の柱を明確にするとともに、ワークショップ型の協議等、話し合いの形式を工夫することで、全員参加の協議となるように配慮する。

#### <例>【取組内容①】の場合

記録をもとに、評価規準に照らし合わせて「B おおむね満足できる」状況までほとんどの生徒が到達できていた授業の「めあて・課題・評価規準」を持ち寄り、その共通点を見出すことで、授業のめあて・課題の設定要件を明らかにする。

教育センター等で実施される研修や他校の公開研究大会の還流については、自校の【取組内容】と照らし合わせ、整理した上で還流する。研究主任等は、研究協議の時間に報告した方がよいものと、報告書を配布するだけでよいものとを峻別し、研究協議の焦点化と効率化を図る。

#### 互見授業の設定

実践を交流するに当たっては、互いの授業を見て、自らの授業の課題や他の教員の授業の良いところ、課題のあるところを考えておく必要がある。このため、研究主任等は教務主任等と連携し、「互見授業ウィーク」等を計画的に設定する必要がある。

互見授業の実施に当たっては、授業を公開する学級・時間・単元名等を一覧表にするなどして全員が参加しやすい体制を整える必要がある。【取組内容】によっては、1時間の中の一部（導入・展開・まとめ・前半・後半）にポイントを絞って見ることで、より参加しやすく、効果的な互見授業となる場合もある。

また、互見授業を組織的な授業改善に繋げるには、参加者が【取組内容】に基づく視点で授業を見合うことが大切である。（11ページ「管理職等による授業観察シート」参照）その上で、互見授業で得られた情報を印象で整理するのではなく、児童生徒の学びの状況をもとに、意見を述べ合い、取組の効果について吟味していくことが重要である。教員の学び合いはそのような中で深まる。

なお、昨今、互見授業では指導案を作成しないことや、簡略化する傾向が見られるが、指導案を書く力は、授業を構想する力でもある。「互見授業ウィーク」等の機会に「授業のねらい・めあて・振り返りの視点・評価方法と評価規準」を明示し、構想力の伸長を図ることが望ましい。また、板書計画も授業のねらいを参観者に把握させる上で、有効である。

#### 研究授業に向けた学習指導案の事前検討

- ・研究授業に向けた学習指導案の事前検討会に誰が参加するかは、下の①～⑤の選択肢が考えられる。
  - ①指導教諭・研究主任・主幹教諭・教務主任
  - ②学年主任・学部主事・学科主任等
  - ③教科部員      ④学年部員      ⑤教職員全員
- ・指導案作成以前から関わる場合は、①や②の少人数で、授業改善計画のどこに位置付く授業であるのか、目的を明確にし、指導案作成に取り掛かる。
- ・指導案がある程度できている場合は、事前検討を⑤で行う場合と③④で行う場合とがある。校種や学校規模に応じて実施する。

（事前検討の内容は20ページ参照）

### (3) 研究授業

研究授業の中には、授業改善のテーマに基づいて実施されてはいても、P D C Aサイクルが意識されていないものがある。研究主任等は、授業改善計画のどこに位置付く研究授業であるのかを授業者と確認し、どのような提案を求めているのかを説明して研究授業を設定することが重要である。



#### 参加者全員の授業の質を変える研究授業に

#### 事後検討会を充実させるポイント

研究主任等は、研究授業を有意義なものにするために、事前に指導案と「研究授業・事後検討会の進め方」を配布するなどして、事後検討会の協議の柱や役割分担を明確にする必要がある。

#### 事後検討会における協議の柱の明確化

協議の柱を全員が理解していることが重要である。授業参観の前に研究主任等が参観者に対して以下の点について説明して、協議で何を明らかにしようとしているのかを明確しておく。

- ① 事後検討会の進め方と協議の柱
- ② 本時の目標と具体的な評価規準・評価方法
- ③ 本時の授業で提案する工夫・改善点と期待される効果

#### 役割分担の明確化

研究主任等は、事前配布の「研究授業・事後検討会の進め方」に役割分担表も記載しておくこと、教員の参画意識が高まり、組織的な授業改善の推進につながることを期待できる。

(役割分担表の例)

①授業記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真 (〇〇) ※板書と抽出生徒 M と H のノートは必ず撮影</li> <li>・ビデオ (〇〇) ※グループ学習の際、今回は5班を撮影</li> <li>・発問等の記録 (〇〇)</li> <li>※協議の柱に関する部分にはアンダーラインを引く</li> </ul>
②生徒の記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ学習の際に記録</li> <li>1班 (〇〇) 2班 (〇〇) 3班 (〇〇) 4班 (〇〇)</li> <li>・評価規準に基づく評価の分担</li> <li>1班 (〇〇・〇〇・〇〇) それぞれ4人分を評価</li> <li>：</li> <li>5班 (〇〇・〇〇) それぞれ4人分を評価</li> </ul>
③事後検討会	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体進行 (〇〇)</li> <li>① 検討会の進め方・協議の柱の説明 (研究主任)</li> <li>② 授業の振り返り</li> <li>③ ワークショップ型協議</li> <li>グループの進行 A班 (〇〇) B班 (〇〇)・・・</li> <li>④ 全体協議</li> <li>司会 (〇〇) 記録 (〇〇) 板書 (〇〇)</li> <li>※全体会では、グループで協議された内容の研究上の意味付けを行い、「授業改善の5点セット」と結び付けるように進める。</li> </ul>

## 事後検討会における「授業者の振り返り」の焦点化

事後検討会における授業者からの授業の振り返りは、設定した目標（評価規準）に照らし、児童生徒の実際の姿に基づいて具体的に述べることが重要である。

### 【例】取組内容②の場合

○研究主任等が授業参観前に提示した「事後検討会の協議の柱」（例）

＜本時の提案＞

○自分の考えを深化・拡充するために、交流活動でK J法等のシンキングツールを活用する。

＜協議の柱＞

○シンキングツールは互いの考えの共通点と相違点を整理し、考えを深化・拡充する上で有効であったか。

＜授業記録＞

○グループ協議における「考えの整理の仕方」に着目して記録。

○分担したグループの一人一人について、評価規準に基づいた評価も行う。

○授業者の振り返りの具体例

「交流の場面でシンキングツールを活用して、互いの考えの共通点や相違点を整理させた。整理をする過程で、生徒 T は、結論は同じでも、根拠の異なる生徒 M の意見を生かして、○○○と書いていたことを△△△と書き換えていた。このように友だちとの根拠の違いに気づいた生徒や自分の意見を補充した生徒が多く見られた。したがって使用したシンキングツールは、意見を出会わせ、練り合うことに有効であったと考える。一方、3班と5班では「C 努力を要する」状況の生徒 S と生徒 W がいた。二人とも、シンキングツールを活用した意見の整理はできていたが、それを自分の考えに反映させることができていなかったと捉えている。どのような指導が必要だったのか。あるいは、他に原因があったのか、意見をお聞きしたい。」

## 全教職員の事後検討会への主体的・積極的な参加

事後検討会が参加者全員の授業の質を変えるものになるように、参加者は次の点に留意する。

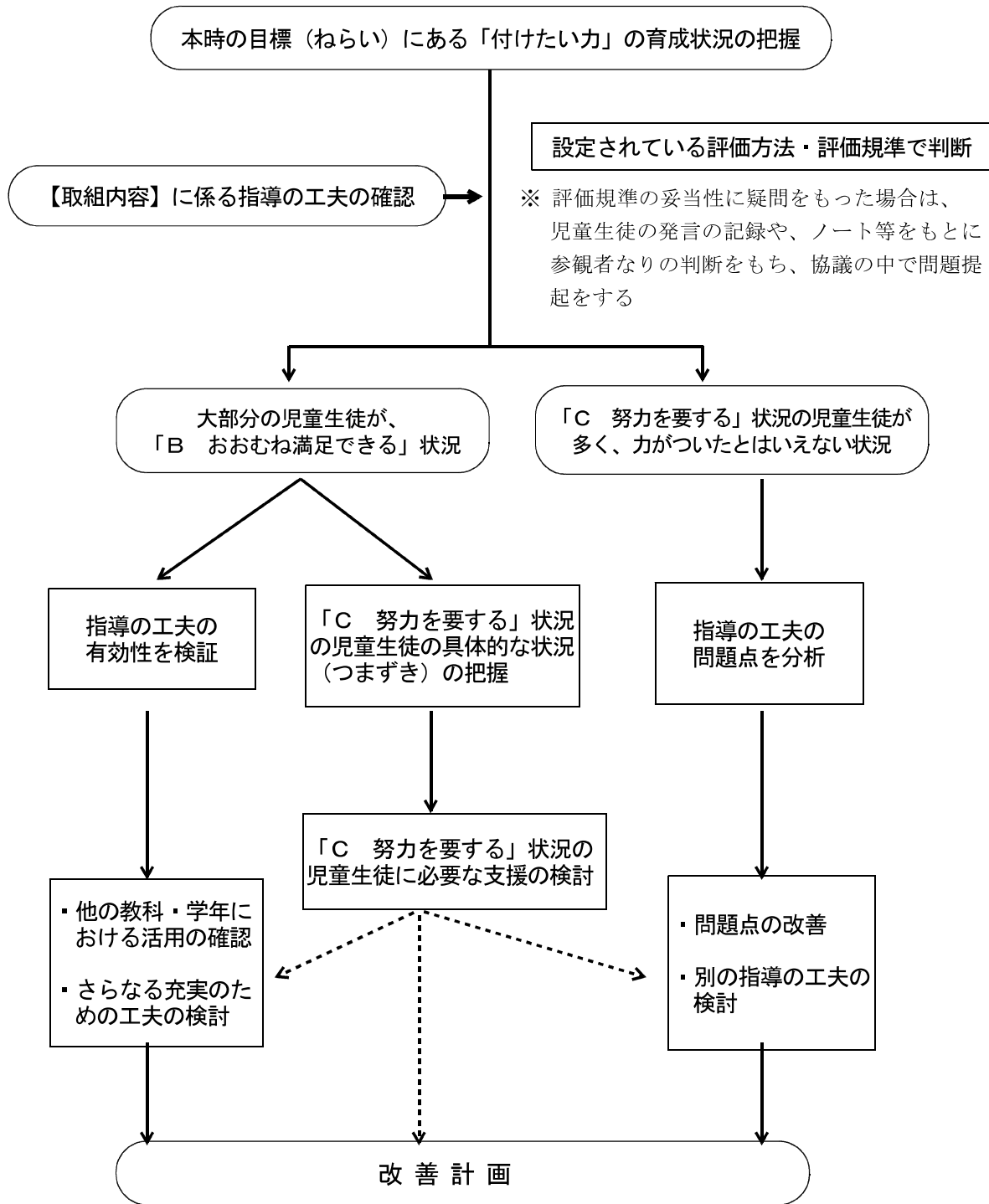
- ① 当該単元については、必ず事前に学習指導要領解説で指導事項等を確認しておく。特に中・高等学校においては、「他教科だから・・・」という消極的な意識で授業を参観するのではなく、同じ授業改善テーマで授業改善を進めているという自覚をもって臨むことが重要である。
- ② 協議では、児童生徒の具体的な姿をもとに、事実に基づいた発言を行う。
- ③ 授業改善テーマと授業改善計画を踏まえ、本研究授業で明らかにすべきことを認識して、協議の柱を踏まえた発言をする。

## 次のステップの明確化

研究主任等は、研究授業で得られた成果と課題をまとめるだけでなく、次の研究授業に向けての課題、改善すべき点等、授業改善の取組の次のステップは何かを明確にし、確認することが重要である。



＜ 事後検討会における検証イメージ ＞





### 中学校や高等学校での研究協議について

教科担任制である中学校や高等学校においては、教科の専門性がなければ研究協議が深まらなれないと考える傾向にある。しかし、【取組内容】は、各教科等共通であり、指導方法の工夫改善等は、教科が違って共通の協議の視点が設定できる。また、担当教科が違うからこそ、授業を参観する視点も多様化し、協議が深まるというメリットがある。

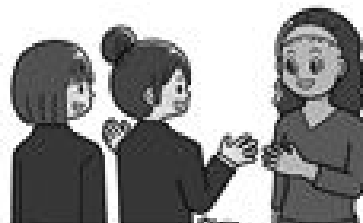
#### 【事後検討会における協議の柱の例】

- ・本時の課題は、生徒が思考し、最終的に発信すべき事柄を見通せるものであったか。
- ・自己決定の場合は、本時の課題解決に迫る思考の場面として有効に設定されていたか。

### 特別支援学校での研究協議について

特別支援学校の研究授業で用意する学習指導案は、各教科等ごとに個別で作成する「個別の指導計画」に示す単元・題材別の目標や内容を踏まえたものである。そこで、各学部・各学年で「個別の指導計画」と学習指導案との整合性を吟味しておく必要がある。

また、チーム・ティーチングによる授業を研究授業とした場合は、授業担当者間で授業の評価規準の共通理解を図ることが不可欠である。授業改善のために協議を要する点を研究主任等と事前に打ち合わせておくことも、効果的・効率的な協議をするために必要である。



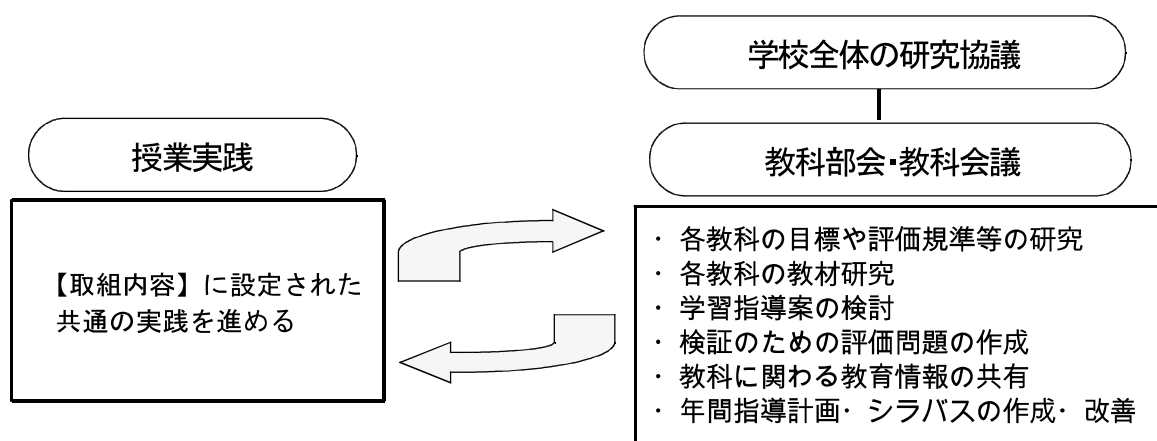
#### (4) 教科部会・教科会議

中学校や高等学校では、教科部会・教科会議で、教科経営の基盤となる力を高め合うことにより、教科の専門性に基づいたより質の高い実践が実現できる。

特に、課題探究型の授業や主体的・協働的な学びへの転換が迫られている今日、教員には効率よく知識・技能を伝達する授業力に加え、授業構想力やファシリテーターとしての力が求められる。とりわけ必要となる以下の指導力は、教科部会・教科会議において、学習指導案の検討、互見授業、評価規準やカリキュラム等の共同作成等を通して高めることが求められる。

今後、特に必要と考えられる授業力

- 単元構想力      ○ 1時間の展開力      ○ 言語活動も含めた教材解釈力
- 評価力              ○ カリキュラムマネジメント力



#### 研究授業の学習指導案事前検討会

教科部会・教科会議を設定している学校では、事後検討会が授業改善テーマに基づいた視点で焦点化して行われるよう、教科部会・教科会議で学習指導案の事前検討会を専門的な見地から行うことが望ましい。

#### 【学習指導案事前検討の視点例】

- 学習指導要領を正しく理解し、目標を適切に設定しているか。
- 本時の目標と評価規準に整合性があるか。評価方法は適切か。
- 教材（言語活動を含む）及び教材解釈は適切か。
- 提案したい指導方法の工夫改善は効果的か。
- 「C 努力を要する」状況の児童生徒に対する手立ては適切か。
- 「A 十分満足できる」状況の児童生徒に対する指導上の配慮はあるか。
- 授業改善のねらいや授業改善計画を踏まえた意味ある提案か。

## <高等学校における教科会議を活用した「目標達成に向けた組織的な授業改善」の具体例>

ここまでの「目標達成に向けた組織的な授業改善」の手法を踏まえながら、高等学校における教科会議を活用した進め方の具体例を以下に示す。

### 学校評価における授業改善の位置づけ

「子どもの力と意欲の向上に向けた『芯の通った学校組織』活用推進プラン」では、学校の重点目標の一層の重点化・焦点化を図るため、学校評価の重点目標は原則3つ以内とすることとしている。授業改善は、3つの重点目標のうちどれに焦点を当てて行うのか絞り込まれてなければならず、その重点目標の達成に向けて進められるものであることを、全教職員が認識することが重要である。そのことにより、学校評価のPDCAサイクルと授業改善のPDCAサイクルが連動し、組織的な取組が可能となる。

その上で、本推進手引きに記載している「授業改善の5点セット」を学校全体で設定することが必要となる。

### 授業改善を進める上での教科会議の重要性

高等学校において、授業の内容はほとんど教科内で議論される。そのことから考えれば、高等学校における教科会議は授業改善を進める上できわめて重要な会議であり、教科会議が計画的、組織的に機能すれば効率的に授業改善を進めることができる。

教科主任は、学校全体の目標達成に向けた取組の流れを十分掴んだ上で、教科会議の年間計画を立案し実施する。また、教務委員会等で教科会議での協議内容を踏まえ教務主任や他の教科主任と協議することで、学校全体の授業改善計画づくりに積極的に関与し、教科と全体をつなぐことができる。

### 教科会議の実際

全教科において、教科会議は週1回定期に実施する。教科会議では、授業改善に係る内容を中心に据える。前もって計画された審議事項がない場合でも、教材や授業展開について協議したり、年間指導計画もしくはシラバスを用いて指導内容や進捗を確認したりなど、情報交換等の機会とする。また、考査の前には毎回、担当者が作成した問題を持ち寄り、付きたい力を適切に評価する問題となっているか等、十分な問題検討を行うようにする。

学校の重点目標の達成と連動させて授業改善を行うという視点で、以下に教科会議の持ち方の例を示す。学習評価については、ループブック、ポートフォリオ、パフォーマンステストなどペーパーテスト以外の方法もあるが、ここでは1つの評価方法である考査についての取組を挙げている。

### <学校評価と連動させた授業改善に係る教科会議の計画例>

表中、教科会議の列で、項目ごとに最後に付している(数字)は、後に続く文章説明の番号を表記したものである。

時期	学校評価	学校全体	教科会議	個人
4月	P 学校評価実施計画の立案(変更がある場合)→県への提出 学校関係者評価委員への説明	学校の重点目標における授業改善に係る目標を全職員で共有 <研究協議1> 授業改善の5点セットについて	P「授業改善の5点セット」案の作成  P教科の授業改善計画を作成(1)	シラバスを用いて、授業で生徒に年間指導計画の説明 目標達成に向けた取組の推進
	D 目標達成に向けた取組の推進		D目標達成に向けた取組の推進	
5月	学校評価実施計画の公表	<研究協議2> 各教科の授業改善計画について	他教科の授業改善計画を参考に修正	

6月			D 考査問題の出題範囲、内容の確認 D 考査問題の検討、修正事項の確認(2) 先進校の取組研究(研修)	考査問題案作成 考査問題修正
		生徒による授業評価	C 教科としての生徒による授業評価の分析(3)	生徒による授業評価の分析
7月	C 重点的取組・取組指標の進捗状況チェック		C 考査結果の分析(4) C 学校評価のうち、授業改善に係る項目の1学期分学校自己評価の分析	
	A 2学期に向けて重点的取組・取組指標の見直しや充実策の検討		A 上記学校自己評価結果からの対策の検討(5)	
		<研究協議3> 先進校視察の報告会	A 先進校視察結果も踏まえた教科の取組の検討	先進校視察
	1学期末評価→県への提出	1学期末学校自己評価		
	P 改善計画の立案		P 2学期の教科の授業改善計画の修正(6)	
9月	D 目標達成に向けた取組の推進		D 研究授業指導案の検討	研究授業指導案原案作成
			D 研究授業参観 D 研究授業後の協議	研究授業実施
	C 中間評価アンケート等の実施	<研究協議4> 研究授業後の協議・検討(2~3教科)		
10月	C 重点的取組・取組指標の検証 C 学校関係者評価	生徒による授業評価	C 教科としての生徒による授業評価の分析(3) C 学校評価のうち、授業改善に係る項目の中間学校自己評価の分析	生徒による授業評価の分析
	A 年度末の目標達成に向け、改善策の検討		A 上記学校自己評価結果からの対策の検討(5)	
	P 改善計画の立案		P 後期の教科の授業改善計画の修正(6)	
11月	D 目標達成に向けた取組の推進		D 目標達成に向けた取組の推進	目標達成に向けた取組の推進
			D 考査問題の出題範囲、内容の確認 D 考査問題の検討、修正事項の確認(2)	考査問題案作成 考査問題修正
12月	10月実施の中間評価結果→県に提出		C 考査結果の分析(4)	
1月			D 考査問題の出題範囲、内容の確認	考査問題案作成
2月			D 考査問題の検討、修正事項の確認(2) C 考査結果の分析(4)	考査問題修正
	C 年間評価アンケート等の実施	実態調査アンケート、生徒による授業評価等	C 学校評価のうち、授業改善に係る項目の年間学校自己評価の成果と課題の分析	
	C 重点的取組・取組指標の検証 C 学校関係者評価	<研究協議5> 授業改善の5点セットに基づく重点目標の検証	A 上記学校自己評価結果からの対策の検討(5)	
	A 次年度に向けての改善策の検討			
3月	学校評価結果→県への提出		A 新しい授業改善計画の検討、次年度シラバスの検討(7)	新しい授業改善計画の検討、次年度シラバスの検討
	P 次年度学校評価実施計画の立案→県への提出		P 新しい授業改善計画の作成、次年度シラバスの作成(8)	

**(1) 教科の授業改善計画を作成 (P)**

学校全体で設定した「授業改善の5点セット」をベースにして、各教科で授業改善計画を立案する。その際、その教科でより運用しやすいものにした場合は、③【取組内容】④【取組指標】⑤【検証指標】について各教科独自の視点や内容を盛り込むなど、調整を行う。本推進手引きを参考にして教科内で授業改善計画について協議をすることで、各教員の理解と意識が高まる。

また、生徒に対しても、どのような授業を行っていくのか、伝えておく必要がある。

**(2) 考査問題の検討、修正事項の確認(D)**

担当者が作問した問題を持ち寄り、評価したい力（付けたい力）が明確であるか、またそれを評価するのに適正な問題であるか、授業の内容を教師自身が振り返ることができるか等、様々な角度から授業改善につながる問題であるかどうかの検討をし、必要に応じて問題の修正を行う。

**(3) 生徒による授業評価の教科としての分析(C)**

生徒による授業評価項目は、④【取組指標】や⑤【検証指標】と絡ませて設定することが望ましい。個人での分析だけでなく教科で分析する必要がある項目については、教科担当全員のデータを集計した上で、生徒がその教科をどのように評価しているか客観的に分析する。

**(4) 考査結果の分析(C)**

考査終了後、評価したい力の定着がどうであったか、どの程度「授業改善の5点セット」③【取組内容】が実践できたのか分析する。

**(5) 学校評価のうち、授業改善に係る項目の学校自己評価結果からの対策の検討(A)**

日々の授業、生徒による授業評価の分析、考査結果の分析、研究授業後の授業研究、研修等を踏まえて⑤【検証指標】と授業改善の取組の成果との差を教科で自己評価し、改善策を検討する。

**(6) 教科の授業改善計画の修正(P)**

(5)を基に、「授業改善の5点セット」の③～⑤を含む授業改善計画を修正する。教科内で改善の方向性の意識統一を図る。

**(7) 新しい授業改善計画の検討、次年度シラバスの検討(A)**

年度末は(5)を踏まえ、新年度、授業改善がより効果的に進むよう「授業改善の5点セット」の①～⑤を含む授業改善計画、及びシラバスを検討する。

**(8) 新しい授業改善計画の作成、次年度シラバスの作成(P)**

(7)を踏まえ、教科としての新年度の「授業改善の5点セット」の①～⑤を含む授業改善計画案を作成する。また、新年度用シラバスを作成する。

### 教科と全体のつながり

教科の授業改善の取組を学校全体の授業改善につなぐためには、全教員での情報共有や協議を行うための場が必要である。前述の表「学校評価と連動させた授業改善に係る教科会議の計画例」の学校全体の列にはその研究協議の例を示した。

学校全体の研究協議は、学校全体の授業改善の5点セットや授業改善計画を設定するとともに、その進捗状況を全教員で確認する場である。また、全ての教科に通じる視点を設定し、研究授業を立案することも、学校全体の研究協議で行う。さらに、どの教科にも通じる情報や授業技術について、講師を招聘して講義を受けることなども考えられる。

### 3 CHECK 成果と課題の分析

#### 分析の内容と方法

分析は、まず、授業改善の【取組指標】に則して、どの程度授業改善の【取組内容】が実践できたのかを明らかにする。その後、予め設定している【検証指標】に則して、何がどの程度達成されたかという具体的な評価を行う。

分析の内容と方法については、下記のようなものが考えられる。

項目	内容	方法
取組指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【取組内容】の実施状況について、【取組指標】に基づいて評価する。</li> </ul>	<p><b>①教職員向け質問紙調査等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【取組指標】の達成状況の把握</li> <li>・取組を進める中で確認できた授業改善の要件等の把握</li> </ul> <p><b>②個人・学年部会・教科部会等における振り返り</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の結果をもとに各部会等で取組状況とその背景・原因について協議し、まとめる。</li> </ul>
検証指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の変容について、【検証指標】に基づいて評価する。</li> </ul>	<p><b>①児童生徒向け質問紙調査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【検証指標】の達成状況の把握</li> <li>・変化を見るために年間3回は調査をする。</li> </ul> <p><b>②各種学力調査や定期考査等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【検証指標】に設定された領域や分野等に絞って把握する。</li> </ul>

#### 【第三者による評価】

##### ① 研究発表会等

- ・研究発表会等を開催したときに教育関係者や保護者・地域住民に感想や意見を求めることは、多くの学校で行われている。その際は、聞きたい内容の観点を授業改善の【取組内容】に則して、分かりやすく提示しておくこと結果を活用しやすい。
- ・得られた結果については、【検証指標】の達成状況と併せて、分析・考察の際に活用する。

##### ② 学校評価

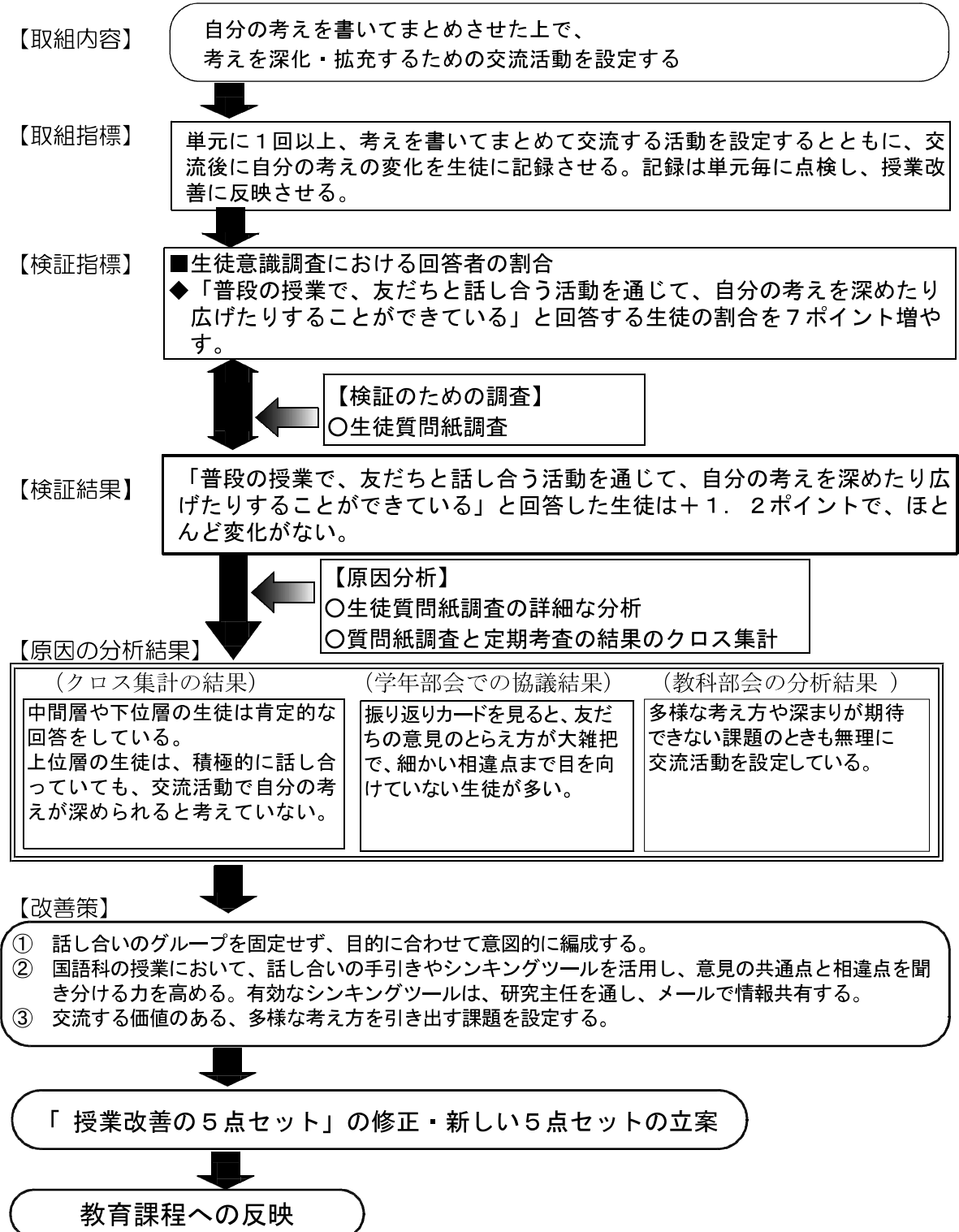
- ・学校評価に当たって、【取組状況】や「授業改善で目指す児童生徒像の達成状況」を項目として設定した保護者アンケートを実施し、授業改善の評価資料とする。
- ・高等学校や特別支援学校等、第三者評価が実施されている学校は、そこで示された授業や学習指導に関する評価も踏まえて、改善計画を立案する。
- ・学校関係者評価・第三者評価で、授業改善テーマに関わって保護者や地域が協力できそうなこと等を協議してもらい、改善計画に活かす。



## 4 ACTION 新しい授業改善計画の立案と実施

検証結果に基づく、新しい授業改善計画立案までのプロセス例を下記に示す。このような考え方で、年間のPDCAサイクルはもちろん、短期PDCAサイクルも実施させることが重要である。

### < 授業改善の具体例 >





新しい授業改善計画の立案に当たっては、以下のように、学力調査結果の解答状況の分析から新たな授業改善の方策を見出すことも有効な方法の一つである。

## <全国学力・学習状況調査を活用した検証・改善の進め方の例>

### (1) 課題のある【問題】を絞る

(研究部等)

自校の全体的な正答率や授業中の児童生徒の実態に応じて、例えば次のような観点をもって自校の調査結果を整理する。

- ・自校の授業改善テーマに関わる問題で、平均正答率が8割未満の問題
- ・自校の授業改善テーマに関わる問題で、平均正答率は8割以上であるが、全国や県の平均に比べて低い問題
- ・自校の調査結果を経年で見えた場合、複数年で6割未満の類似問題
- ・単元テスト等で苦手だということが予め把握出来ていて補充等を行っているにもかかわらず、正答率が低い問題
- ・自校の平均正答率の低い問題から3問 など



### (2) 課題と捉えた【問題】を実際に解き、【問題】の趣旨を確認する

(教科部会や学年部会等)

- ・「全国学力・学習状況調査報告書」をもとに、学習指導要領における領域・内容を確認する。その際、下学年からの系統性についても学習指導要領で確認する。

### (3) 自校の誤答の特徴を捉え、課題を明確化する

(教科部会や学年部会等)

- ・「全国学力・学習状況調査報告書」の解答類型と自校の反応率を見て、自校の誤答の特徴を捉える。
- ・その際、課題があるとした小問だけでなく、大問全体や、問題 A と問題 B の同領域・同内容の問題等と併せて考えたり、比較したりするなどして分析する。

### (4) 指導の改善策を検討する

- ・当該学年に対する補充学習の方法を検討するだけでなく、誤答の類型をもとに、誤答の原因や問題の系統性を踏まえ、学校全体の指導の改善点を絞る。
- ・検討の仕方は、学校規模や教員の年齢構成等により、以下の2つの方法が考えられる
  - ①研究委員会や運営委員会が、教科部会・教科会議や学年部会で捉えた課題をもとに、指導の改善点を絞る。
  - ②教科部会・教科会議や学年部会で捉えた課題をもとに、教員全員で思考ツールを用いて分析するなど、多様な見方や考え方を出し合った上で、指導の改善点を絞る。

### (5) 指導の改善策をもとに【取組内容】を決定し、授業改善計画に反映させる

(研究委員会→運営委員会→全教職員)

- ・絞り込まれた指導の改善策の中から授業改善に関する事柄を取り上げ、自校のこれまでの授業改善テーマとの関連を考えながら、授業改善計画に反映させる。

## おわりに ～ 求められる授業像 ～

### ○まとめ

この推進手引きは、「芯の通った学校組織」で提案したマネジメントの考え方を活用して「目標達成に向けた組織的な授業改善」を進めていくための具体的な方策を示したものである。

授業改善を確実に進めるためには、次の4点が特に重要である。

- ①重点目標と連動したテーマのもと、検証指標を明確にして取り組むこと
- ②各教員が取り組む授業改善の内容を明らかにすること
- ③管理職が主幹教諭・教務主任及び指導教諭・研究主任に適切な指導助言を与えながら、学校全体で授業改善を進めること
- ④これらにより、マネジメントサイクルを取り入れた授業改善を進めるとともに、カリキュラムマネジメント（教育課程の編成・実施・評価・改善）に反映させること

そのような観点から、本推進手引きにおいては、次の点について、具体的な方策をまとめた。

#### **P l a n**

- ・「授業改善の5点セット」の作成
- ・「授業改善の5点セット」に基づく授業実践、組織的な授業改善を進める研究協議・研究授業、管理職による授業観察を、1年を通して計画的に行うための授業改善計画の作成
- ・学校全体で授業改善を進めていくための体制作り

#### **D o**

- ・授業実践、研究協議、研究授業、教科部会・教科会議を行う際の留意点

#### **C h e c k**

- ・取組指標・検証指標を使った分析の方法

#### **A c t i o n**

- ・新しい授業改善計画の立案

### ○求められる授業像

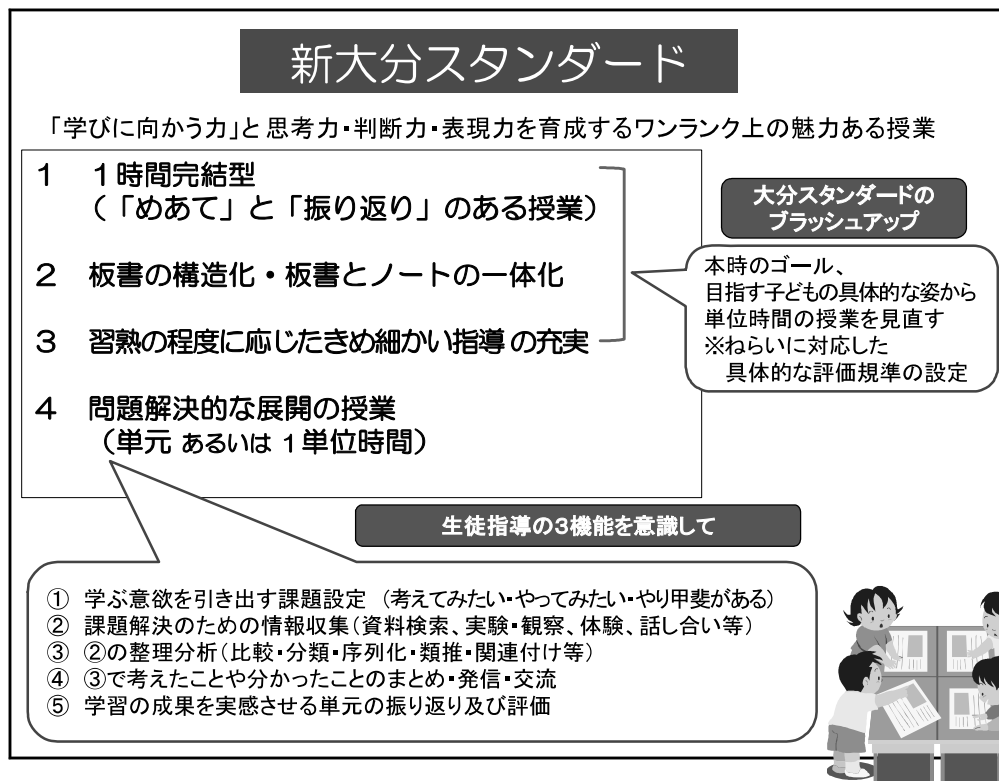
今後、本推進手引きを活用しながら、一層の授業改善を進めることが期待されるが、その際、追求すべき授業像はどのようなものであるかを、ここで明らかにしておきたい。

現在、国では、次期学習指導要領の改訂に向け、新しい時代に必要となる資質・能力を明確にし、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実現する教育課程の改善が目指されている。また、平成32年度（2020年度）には、「思考力・判断力・表現力等」を中心に評価する大学入試改革が予定されている。

こうした改善が進められる中でも、学校教育法に明記されているように、「基礎的・基本的な知識・技能」と「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」の両方を育成する必要があることには変わりがない。

このような認識のもと、本県において小・中・高・特支を通じて目指す授業像は、「付きたい力を意識した密度の濃い授業」だと考える。すなわち、知識・技能と思考力・判断力・表現力の双方が育成されるよう、教科等の特性に応じた「付きたい力」を毎時間明確に意識し、知識・技能を定着させる学習と思考力・判断力・表現力を伸ばす活動の両方をテンポ良く組み込んだ「密度の濃い授業」を積み重ねることで、児童生徒の確かな力を育成することが必要である。

小・中学校における「新大分スタンダード」は、このような授業の在り方を具体化したものである。



また、高等学校についても、このような授業の在り方を具体化した「授業改善推進プラン」を現在作成しているところであり、特別支援学校では、「個別の指導計画」を策定・実施する中でこのような授業像の実現が求められる。

今後、授業改善を着実に進め、児童生徒に未来を切り拓く力と意欲を身に付けさせられるよう、本手引きを参考に、各学校における「目標達成に向けた組織的な授業改善」が推進されることを期待する。